農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2005 9 SEPTEMBER

変化する金融行動

●個人投資家向け社債について
●地域金融機関と地方公共団体
●中国の貿易構造と貿易政策
●組合金融の動き

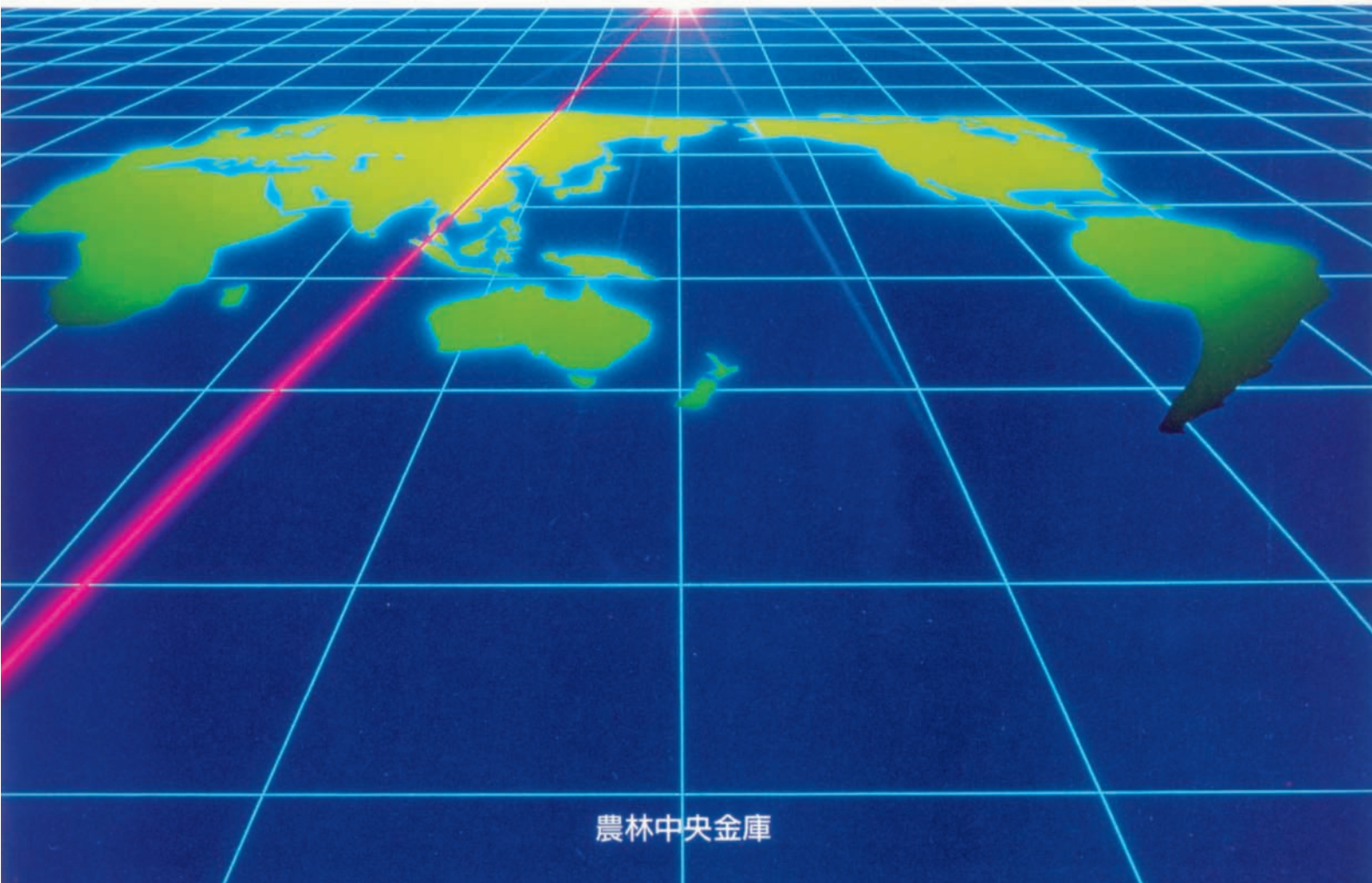

農林中央金庫

今月の窓

情報の非対称性

今月号では橘髙主席研究員が論調「個人投資家向け社債について」の中で「情報の非対称性」の問題を取り上げている。「情報の非対称性」とは経済取引の当事者双方の間に情報量において不均等が発生している状況を指す用語である。一方の当事者が十分な情報を知らされずに取引に及んでいる状況を言う。

考えてみれば，この世の中「情報の非対称性」にあふれているのではないかと思わずにはいられない。最近話題になった高齢者をねらった悪徳リフォーム業者などはその極端な例だろう。建物に関する知識は高齢者ならずとも一般個人のレベルは低い。自分の目で確かめることの出来ない事象については専門家の言うことを信頼するしかないのである。誰でも自分の専門分野を除けば同じことが言えるのではないか。例えば，医療，ＩＴ，化学，金融，法律，税金，年金，などの分野に至っても同じ状況だろう。技術革新や専門化が高度かつ複雑に進んだ現代社会は必然的に「情報の非対称性」を生む構造になっているのではないか。特に個人という取引主体にとっては，あらゆる分野において専門家と同じ情報量や知識を確保するのは難しい。まして日中は会社で自分の仕事に専念している個人にとっては土台無理な話だとも言える。

市場経済では「自己責任原則」ということがよく言われるが，それは「自由」と「公平」を前提にして初めて言えることである。情報を持てる側の積極的な「情報公開」と個人の側の「知識向上努力」は必要であるが，それだけでは公正な社会の実現は難しい。その意味で，行政が果たすべき役割は大きい。国民に信頼される「監督機能」を厳格に果たす必要がある。ただし案件が高度に専門的な場合や正直に情報公開がなされない場合は関係当事者と行政との間にも「情報の非対称性」が発生する可能性がありそれで万全とはいかない。最後の砦は，企業なり行政の中で当事者として働く社員や職員一人ひとりの，「国民の立場」を踏まえた社会的責任感と誠実な行動であり，またそれを確保する内部管理体制である。それを前提にしない限り，この市場経済社会と呼ばれる世の中は無秩序なものになってしまいかねない。

今月号はそのほか「地域金融機関と地方公共団体」「中国の貿易構造と貿易政策」の論文を掲載している。従来当然と考えていた対応についても立ち止まって「よく見る・見直す」行為が大切であることを示唆しているように思う。

（（株）農林中金総合研究所取締役調査第二部長　都俊生・みやことしお**）**

農林金融　第58巻　第9号〈通巻715号〉

目　次

今月のテーマ

変化する金融行動

今月の窓

情報の非対称性

（株）農林中金総合研究所取締役調査第二部長　都俊生

個人金融資産の動向と投資家保護

個人投資家向け社債について

橘高研二 —— 2

指定金融機関業務の変化

地域金融機関と地方公共団体

丹羽由夏 —— 13

中国の貿易構造と貿易政策

清水徹朗 —— 27

談話室

食育の根っこにあるもの

～農の体験が“心”を育む～

食育コーディネーター　大村直己 —— 24

組合金融の動き

新会社法の概要について

本田敏裕 —— 40

統計資料 —— 42

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

個人投資家向け社債について

――個人金融資産の動向と投資家保護――

〔要　　旨〕

1　今年４月のペイオフ本格実施を迎えて，個人金融資産の動向が注目されている。現在，個人向け国債や外国債券ファンド，REIT（不動産投資信託）等が人気を集めている。

2　個人投資家向けの債券には，国債，地方債に加えて，これらよりも歴史がある個人投資家向け社債が存在する。この個人投資家向け社債市場は，2004年度の発行額が3,640億円と一定程度の規模はある。しかし，99年度から02年度には8,000億円台から１兆2,000億円台の発行額を記録していたことを考えると，最近では人気には顕著に陰りが見られており，「旬」の投資商品ではなくなっていると言える。

3　個人投資家向け債券の人気凋落の背景として，ひとつには，この商品に関する投資家保護策の欠如や発行体企業・個人投資家間に存在する情報の非対称性といった不透明性が指摘されてきた。直接的には，このような不透明性に起因して実際にデフォルトが起きたケースがあった。

4　様々なリスクを持つ投資商品に個人投資家が投資する機会が広がりつつある。個人投資家向け社債のこれまでの変遷は，個人投資家が主要なプレーヤーとして資本市場に根づくかどうかを展望するうえで示唆に富むものと思われる。個人投資家に対して不透明な市場・商品は長続きしないであろう。現在検討が進められている「投資サービス法」（仮称）の主眼は投資家保護の強化にあり，その検討内容が注目される。一方で，投資家の側にとっても，投資商品を単に預貯金の代替物として見るのではなく，リスクの存在をより強く意識する姿勢が求められる。

目　次

はじめに
1　個人投資家向け社債の概要
⑴　わが国社債の歴史
⑵　個人投資家向け社債とは
⑶　個人投資家向け社債の発行額推移
⑷　個人投資家向け社債の意義
2　個人投資家向け社債の問題点と
投資家保護強化へ向けての動き
⑴　個人投資家向け社債の問題点
⑵　マイカル債のデフォルト
⑶　「投資サービス法」制定による
投資家保護強化
おわりに

はじめに

本誌2005年４月号で，個人向け国債と個人向け地方債(注1)について取り上げた。今年４月にペイオフ本格実施を迎えて，個人金融資産の動きが注目されている。個人向け国債は，03年３月に第１回債が発行されて以来大きな人気を集め，04年度は４回の発行額合計が６兆8,210億円に上った。05年度に入ってからも，年度初回の４月と第２回の７月を合わせてすでに３兆9,797億円が発行されており，年度間でも大幅に計画を上回る見込みである(注2)。一方，「ミニ公募債」と呼ばれる個人向け地方債も，国債ほどの規模ではないが，02年３月に群馬県が第１号を発行して以来，毎年着実に発行額を伸ばしており，04年度の総発行額は3,276億円であった(注3)。

個人投資家向け社債は，これらの個人向け国債・地方債よりも歴史が古い。92年に近畿日本鉄道が発行したものが始まりであり，04年度の総発行額は3,640億円とそれなりの規模がある。しかし，後で見るようにピーク時の99年度から02年度にかけては9,000億円から１兆2,000億円の年度間発行額を記録しており，それに比べると，このところ発行額の縮小傾向が目立っている。

個人投資家向け社債は，発行体企業にとっては資金調達先の裾野拡大と安定化の魅力があり，個人投資家にとっても株式よりも安全で，預金や国債よりもリターンが高いクラスの投資対象としての魅力を持つものである。しかし，投資家保護の観点や，これに関連して発行体である企業と個人投資家間の「情報の非対称性」の観点から問題点を指摘する向きもあり，それらの問題点が最近の低迷の原因のひとつになっている可能性もある。

本稿では，わが国の社債の歴史を簡単に振り返り，個人投資家向け社債の概要と発行額の変遷を示したうえで，指摘されている問題点を紹介する。あえて「旬」の金融商品ではなくなっている個人投資家向け社債を取り上げるわけであるが，その変遷は，今後の個人マネーの「貯蓄から投資へ」の

シフトと現在制定に向けての検討が進められている「投資サービス法」（仮称）の主眼となっている投資家保護策の重要性の関係を考えるうえで，有効なヒントとなる事例であろうと考えられる。

（注１）丹羽由夏「個人向け国債と個人向け地方債」
（注２）財務省ホームページ
（注３）地方債協会『地方債月報』（2005年５月）

１　個人投資家向け社債の概要

⑴　わが国社債の歴史

まず，わが国の社債の歴史を簡単に振り返ってみたい。

わが国では，明治時代の半ばから社債の発行が行われている。徳島勝幸氏は，著書『新版・現代社債投資の実務――社債市場の現在を考える』の中で，規制の観点からこの歴史を「社債原始時代」「社債旧時代」「社債新時代」に区分して俯瞰（ふかん）している。

徳島氏によると，昭和初期までの「社債原始時代」における社債市場は基本的に放任主義の下にあったが，その反動として戦中・戦後には統制色が強い「社債旧時代」を迎えた。制度を少しずつ変えながらも，大蔵省や日本銀行が主導する協議会等によって厳しい起債条件が課され，実質的には一部の大手優良企業しか起債できない「社債旧時代」が長く続いた。

しかし，70年代以降は，無担保社債の発行解禁や格付機関の利用等，徐々に規制緩和・自由化と投資情報の整備が進められ，96年の適債基準（注４）の撤廃と財務制限条項（注５）の自由化によって市場の自由度が飛躍的に高まり，「社債新時代」が到来した。「社債旧時代」においては，電力会社や鉄道会社をはじめとする特定の大手優良企業しか社債を発行できない状況であったが，自由化によりどのような企業でも社債を発行できるようになった。このことは，同時に，「社債旧時代」には見られることがなかったデフォルト発生の可能性が高まることを意味し，発行体，投資家，証券会社の自己責任がより強く問われることとなった。

個人投資家向け社債は，社債市場が「旧時代」から「新時代」へ移行する時期に登場し，発行の自由度が飛躍的に高まった「新時代」の幕開け直後にブームを迎えたことになる。

（注４）公募で社債を発行する場合に，一定以上の信用度を確保するために発行体が満たしていなければならない基準。
（注５）社債の元利金支払いを確実にするための財務上の取決め。

⑵　個人投資家向け社債とは

第１表は，ここ数年間に発行された個人投資家向け社債の発行条件を例示したものである。機関投資家向けの社債との相違点として大きいのは，満期までの期間と購入可能な最低金額である。

期間については，機関投資家向けの場合は10年を超える（電力会社等では20年）長期債もあるが，個人投資家向けの場合は投資ホライズンに合わせて３年から５年程度が一般的である。購入先の証券会社に売却することにより中途で換金することが可能であるが，個人向け国債のような元本保証

第1表　個人投資家向け社債の発行条件例

		発行日	償還日	発行金額	期間	クーポン	最低額面	備考
		(払込日)	(満期日)	(億円)	(年)	(%)	券種(万円)	
発行体	東北電力	2005年6月24日	09.6.24	200	4	0.39	10	
	オリックス	05.5.30	09.5.29	300	4	0.56	100	
	東武鉄道	05.2.4	08.2.4	100	3	0.54	100	購入者の中から抽選で発行体の系列レジャー施設等の利用券を贈呈
	東京三菱銀行	00.3.7	03.3.7	100	3	1年目:0.40	500	期限前償還(各利払日)条項付き
						2年目:0.70		(01年3月7日期限前償還済み)
						3年目:1.00		

資料　各発行体のホームページから作成

はない。

最低購入可能額は，機関投資家向けでは１億円が一般的であるが，個人投資家向けの場合は10万円から100万円の小口の券面が用意されている(注6)。比較的富裕な個人投資家が主たるターゲットであり，第１表に掲げた東京三菱銀行債は最低購入可能額が500万円と明確に富裕層向けであるが，大方は100万円以下で購入することができる。

当然のことながら，信用リスクがある分，同年限の定期預貯金や国債に比べて利回りは高くなっている。同表にある東京三菱銀行の期限前償還条項付ステップアップ債のような仕組債もまれに発行されるが，多くは満期一括償還の固定利付債である。また，東武鉄道債のように，販売促進策として懸賞や景品を設ける例もよく見られる。

（注６）商法第297条但書により，券種額面が１億円以上の場合は社債管理会社（投資家のために元利金の受領，発行体のモニタリング，債権保全，デフォルト時の債権回収等を行う会社で，銀行・信託銀行等が担う）の設置は不要とされている。すなわち，券種額面が10万円や100万円といった個人投資家向け社債の場合は，社債管理会社設置による投資家保護が必要とされていることになる。

(3)　個人投資家向け社債の発行額推移

前述のとおり，92年に近畿日本鉄道が発行したものがわが国の個人投資家向け社債発行の第１号であった。これに続いて，他の鉄道会社，電力会社，大手電機メーカー等が個人向け社債の発行に踏み切ったが，前述した96年の社債発行の大幅な自由化や99年の「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」(ノンバンク社債法)施行を契機に，小売業やノンバンク等に発行体の業種が広がった。

第１図のとおり，92年度および93年度はそれぞれ1,000億円未満の発行規模であったが，94年度には一気に4,000億円に迫る金額が発行され，99年度には１兆2,000億円超の発行となりブーム的な局面を迎えた。その後４年間は8,000億円台から１兆2,000億円台と高水準の発行が続いたが，

第1図　個人投資家向け社債発行額推移

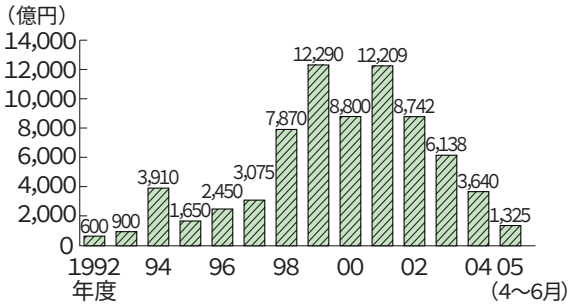

資料　公社債引受協会『公社債月報』および日本証券業協会『証券業報』から作成

第2図　普通社債総発行額に占める個人投資家向けの割合推移

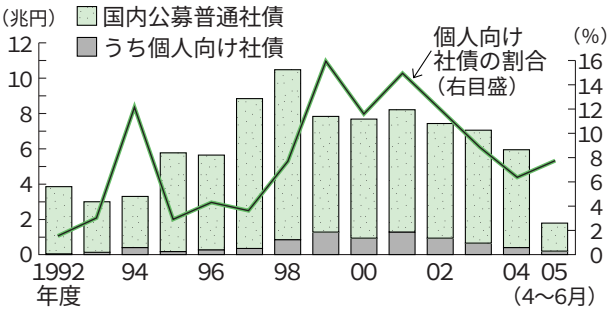

資料　第1図に同じ

直近の２年間の動きを見ると，発行額はピークアウトしてしまったようである。04年度の発行額は3,640億円にとどまり，05年度も４月から６月の３か月間で1,325億円と出足が鈍い。第２図に示すように，この間，普通社債全体の発行額そのものも減少しているが，その中に占める個人投資家向け社債の比率も低下の一途をたどっている。ブームが訪れた99年度からの４年間は11%から16%の間で推移していたが，04年度には６%台まで低下している。

このように発行額の推移を見る限り，個人投資家向け社債は，一時期には発行体にとっての資金調達手段として一定の位置づけを得る一方，社債投資家としての個人の存在も定着するかに見えたが，このところその流れは後退していると見ざるを得ない。

(4)　個人投資家向け社債の意義

個人投資家にとって，社債は預貯金の代替物として高利回りを得ることができるという意義がある。特に，個人投資家向け社債がブームを迎えた99年頃がペイオフ一部実施（注７）の近づいていた時期であったことを考えても，このような魅力を個人投資家が感じていたのは明らかである。その当時には，ペイオフ対策の一環として個人投資家向け社債を営業の中核に位置づけていた証券会社も少なくなかったと言われている。加えて，地方電力会社や民間鉄道等が，営業上の顧客でもあるその事業エリアに住む個人投資家をターゲットとして発行する社債の場合には，発行体企業に対する親しみやすさや安定したイメージから，投資しやすい商品としての魅力もあったものと思われる。

企業にとって，個人投資家向け社債を発行することのメリットは，一つには資金調達コストを低下させる可能性があることである。つまり，個人投資家は機関投資家と異なり，預貯金金利を基準として投資を行うため，機関投資家向けに比べて低い利回り設定が容認される可能性がある。

発行体企業にとってのメリットの第二は，個人投資家は社債を満期まで持ち切る投資行動を取ることが多いため，安定した投資家層として位置づけられることである。また，発行体企業の信用格付けが低下

した場合，機関投資家は，投資の内規を遵守するために，新規の投資は行わない，あるいは既保有債券を売却するといった行動を取るが，個人投資家にはそのようなルールがないため，ある程度格付けが低くても，また格付けが低下しても，新規に購入したり継続的に保有したりということがある。

発行体にとっての第三のメリットは，社債発行により自社の事業・製品の知名度向上を図ることができるということである。個人投資家向け社債投資に付される様々な懸賞や景品も，投資家サービスという面に加えて，個人投資家向け社債発行が持つ顧客・消費者向け広告手段としての性格を物語っている。

（注７）ペイオフの一部（定期性預金等）実施は，当初01年４月に予定されていた（実際には02年４月に実施）。

2　個人投資家向け社債の問題点と投資家保護強化へ向けての動き

(1)　個人投資家向け社債の問題点

96年の社債発行の大幅自由化直後には，わが国に金融危機が訪れ，景気も長期かつ深刻な低迷を経験していた。このような背景から企業が資金調達の確保を図る姿勢を強め，社債発行企業の裾野が広がった。一方で，超低金利環境の持続とペイオフを控えた個人による預貯金に代替する運用対象を模索する動きも始まったことから，個人投資家向け社債市場が拡大した。しかし，このような流れのなかで見られた現象は，個人投資家向け社債市場の問題点を示唆するものであった。

一つには，個人投資家向け社債市場が広がるにつれて，格付けが相対的に低い銘柄の発行が増加したことである。日本の企業の格付けが全体的に低下しているという事情もあったであろうが，適債基準が存在した時代には社債の発行が不可能であった格付けである。第２表は04年度に個人投資家向け社債を発行した企業の一覧である。確かに，業種で言えば電力・ガス業や陸運業といった社債発行に古い歴史を持つ企業が多いが，発行額のトップは金融業（ノンバンク）のオリックスとなっている。各発行体に対する複数の格付機関による格付けのうち最も高いもので見ると，04年に個人投資家向け社債を発行した14社のうちシングルＡ格以下のものが４社あり，最も低い格付けで見た場合には14社中13社がシングルＡ格以下の格付けとなっている。(注８)

二つめには，前述したとおり，個人投資家向け社債の利回りは概して機関投資家向け社債に比べて低いものになっている。一つめに挙げた格付けの問題と併せて考えて，このような現象は，「信用力が低く，銀行借入や機関投資家向け社債では資金調達が困難な企業が個人投資家にリスクを負わせる形で調達を図っている」，あるいは「機関投資家向けのみでは高くなるコストを個人投資家向け社債を利用して節約している」(注９)といった発行体側の意図があるのではないかと指摘する向きもある。適切な価

第2表　2004年度の個人投資家向け社債発行実績

			業種（注1）	格付け（注2）	発行額（億円）	発行回数（銘柄数）
発行額順位	1位	オリックス	その他金融業	A+, A+, Baa3, BBB+	1,150	4
	2	資生堂	化学	―, ―, A1, A	500	1
	3	野村ホールディングス	証券・商品先物取引業	A+, AA−, ―, BBB+	500	1
	4	近畿日本鉄道	陸運業	BBB+, BBB+, Baa2, BB+	300	1
	5	小田急電鉄	陸運業	A+, AA−, ―, BBB+	270	2
	6	東北電力	電気・ガス業	AA+, AAAp, A1, AA−	200	2
	7	四国電力	電気・ガス業	AA+, AAAp, A1, AA−	200	2
	8	アサヒビール	食料品	A+, AA−, Baa1, BBB+	100	1
	9	東武鉄道	陸運業	BBB−, BBB−, ―, BB	100	1
	10	九州電力	電気・ガス業	AA+, AAA, A1, AA−	100	1
	11	北海道電力	電気・ガス業	AA+, AAAp, A1, AA−	100	1
	12	豊田通商	卸売業	A, AA−, ―, A−	50	1
	13	西部瓦斯	電気・ガス業	A+, AA−, ―, ―	50	1
	14	沖縄電力	電気・ガス業	AA+, AA+, ―, ―	20	1
合計14社			7業種（全33業種中）	―	3,640	20

資料　発行実績は，アイ・エヌ情報センターのホームページ。格付けは『日経会社情報』2005 II 春号（2005年2月末現在の格付け）。
（注）1　業種は，東京証券取引所による33分類。
2　格付けは，左からR&I，JCR，ムーディーズ，S&Pによるもの（「p」は勝手格付け）。

格設定という面において，発行体企業と個人投資家との間に明らかに存在する保有情報の格差，いわゆる「情報の非対称性」を利用した発行体側の行動の可能性を指摘する向きは，99年からの数年間に個人投資家向け社債の人気が高まったころからしばしばあった。

（注８）国内の格付機関によるわが国企業に対する格付けは，海外の格付機関によるものよりもかなりの幅で高くなる傾向があり，この点も個人投資家向け社債を含む信用リスク商品への投資を考えるにあたって大きな問題であろう。

（注９）（注６）に記した社債管理会社設置のコストも吸収しているものと考えられる。

⑵　マイカル債のデフォルト

発行体と個人投資家の間の「情報の非対称性」ということとはやや問題を異にするが，販売業者による個人投資家への情報提供という点で大きな問題となったのが，01年に起こった大手小売業のマイカルが発行した個人投資家向け社債のデフォルトであった。

マイカルが00年10月に発行した個人投資家向け社債の募集について，証券取引等監視委員会が金融庁に対して行った建議[注10]では，同社の既発債の流通利回りが大幅な上昇傾向にあったにもかかわらず，個人投資家向け新発債の販売を取り扱う証券会社がこの事実を顧客に説明することなく，実態を反映しない不利なクーポンが付された社債を募集していた事例が指摘されている。具体的には，3.25％のクーポンで個人投資家向け新発債の発行条件が決まったのであるが，既発債流通利回りは条件決定の11営業日前までは約2.5％であった。この間に急上昇傾向にあり，条件決定後の募集期間中も上昇を続け，発行条件決定から17営業日後の発行日（払込日）には４％を超える水準に達していたのである。結局その後も信用状

況は改善されず，マイカルは01年９月に民事再生法の適用を申請（後に会社更生法に変更）し，社債はデフォルトに陥った。本件に関しては，複数の個人投資家が販売証券会社を提訴するという事態に及んだ。

社債がデフォルトしたという事実はもちろんのこと，このような不透明な発行・販売が行われたこと自体が，その後の個人投資家向け社債発行の低落傾向につながったという見方もできる。こうした問題点の指摘を受けて，03年４月には日本証券業協会が「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」[注11]を開始し，価格の公正性・透明性の向上を図っている。

（注10）証券取引等監視委員会「証券会社の検査結果に基づく建議について」（03年４月22日）。この文書ではマイカルの名称を出していないが，同社が01年10月に発行した個人投資家向けの「第27回無担保社債」が対象であることは明白である。

（注11）個人投資家向けに発行された国内公募公社債等の店頭気配価格について，複数の引受証券会社から報告を受けた日本証券業協会が日次で公表するもの。同協会のウェブサイト上で見ることができる。http://www.jsda.or.jp/html/saiken/index.html

⑶ 「投資サービス法」制定による投資家保護強化

株式市場と同じく，個人投資家を社債市場に呼び込むことは，資本市場の活性化と企業にとっての安定的な資金調達という意味ではマクロ経済にとっても好ましいものではあろう。ただし，投資家保護という観点から言えば，不透明な市場は長続きしないであろう。現在，金融審議会において，投資家保護の強化を主眼とする「投資サービス法」（仮称）の制定が検討されている。今年７月の初旬に「中間整理」がまとめられ，その構想および検討のポイントが明らかになってきた。来年度にかけて法制化に向けた作業が進められる，この投資サービス法について，簡単に触れておきたい。

第３図に示すように，投資サービス法は，証券取引法をはじめとする各業法がカバーする各種の投資商品に現状では法でカバーされていない商品も加えて，包括的・横断的に投資家保護を図るためのルールを法制化しようというものである。これまでも，たとえば04年の金融商品販売法制定[注12]や04年の証券取引法改正[注13]など，投資家保護を強化する法的手当ては継続的になされてきたが，販売業者等を規制するルールは縦割りであり，また内容的にも十分ではないなど，商品・業者横断的かつ包括的な法制は整備されていなかった。近年，個人マネーの「貯蓄から投資へ」のシフトと投資商品の多様化という背景があり，証券取引法等を改組し，また銀行法，保険業法の商品販売・勧誘に関するルールを一元化して，投資サービス法を制定する必要性が高まったものである。

中間整理においては，基本認識として，規制については現行の証券取引法等の枠組みを基本とすることが適当としながら，方向性としては，機関投資家等のプロ投資家については規制緩和，一方の個人投資家については投資家保護強化の観点から従来の規制を見直すこととしている。投資サービス法の検討にあたっては英国の金融サービ

第3図　「投資サービス法」のイメージ図

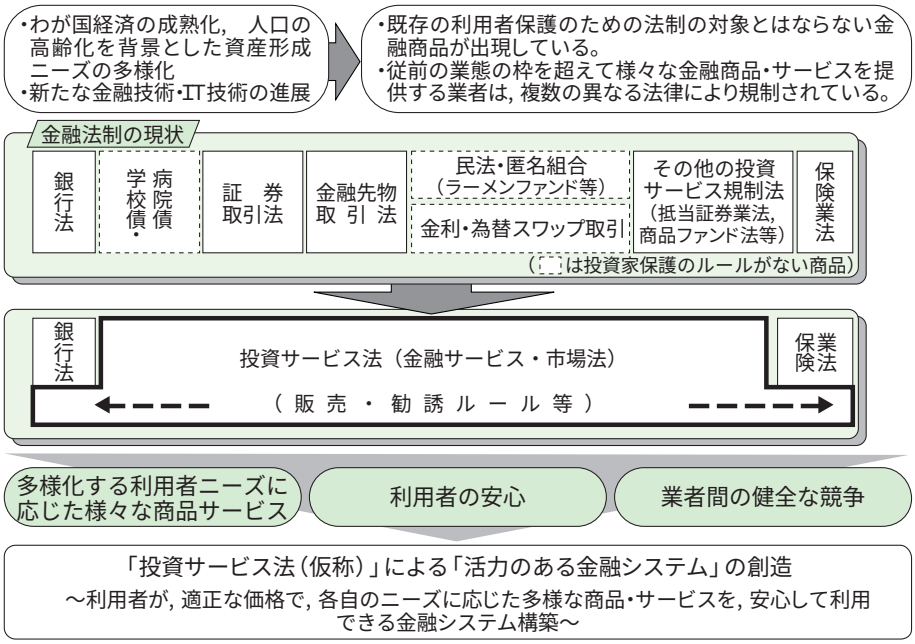

出典　第33回金融審議会金融分科会第一部会資料（2005年7月）

る商品やサービスが多様化・複雑化すればするほど，発生する問題はそれぞれに個別性が強くなるものと予想される。中間報告では，実効性確保について，市場行政体制，罰則規定，また自主規制機関のあり方といった面で検討を進めることとされており，大いに注目されるところである。

ス・市場法の理念を参考にしており，同法において規定されているサービス業者の誠実義務や公正義務を盛り込み，また，従来の証券取引法や証券投資顧問業法に定められている適合性原則[注14]，最良執行義務，価格公表義務等について再検討しながら，商品やサービスの横断的な義務づけを行い，投資家保護の強化を図ることとしている。

対象商品や対象業務範囲の決定といった基本的な課題[注15]，また，市場制度や情報開示制度のあり方の検討に加えて，中間整理でも強調されている大きな課題として，ルールの実効性の確保（エンフォースメント）の問題がある。投資サービス法ができるだけ広範囲の商品・サービスを横断的にカバーすることをめざすだけに，この課題の克服は困難であるものと思われる。対象とな

（注12）金融商品の販売等に関する法律。銀行，証券，保険を横断的にカバーしているが，販売業者に説明義務を課すこと，またその説明義務を怠ったことに対する責任を規定することが中心となっており，適合性原則等の取扱いに関しては不十分であるとの指摘もある。

（注13）不公正な取引や虚偽の情報開示に対する課徴金制度を新設したこと，組合型ファンド持分を対象に加えたことのほか，投資家保護の対象範囲拡大が図られた。

（注14）業者は，顧客の投資経験，投資目的，財務状況等に適合した投資商品の販売・勧誘を行わなければならないとする原則。

（注15）中間整理においては，対象とする商品について，「もとより，このような検討にあたっては，預金・保険といった金融商品としての性格や現在の業務の実態を踏まえつつ行う（「金融サービス・市場法」を展望しつつ議論を行う）ことが必要であると考えられる」としている。

おわりに

最近では，新たな信用リスク商品としてCDOやABSといった証券化商品(注16)が発行され，また投資信託等を通じて，個人投資家が信用リスクをはじめとする様々なリスクを取ることが可能になりつつある。商品の複雑性や流動性の問題，手数料の問題等はあるかもしれないが，単独ないしは数銘柄程度の社債に投資するよりは，商品によってはリスク分散という点でこれらが優位にあるといえよう。

一方で，個人投資家向け社債について指摘された問題点やこれまでの市場の趨勢は，これら新しいリスク商品の今後を展望するうえで示唆に富むと思われる。社債を含むこれらのリスク商品が個人投資家の間に根づくためには，発行体・販売業者側の透明性・公正性確保の努力，すなわち投資家保護の強化に向けた確固たる歩みが不可欠であると同時に，個人投資家の側においても，これらを単に「高利回りの貯蓄商品」として見るのではなく，「リスクの見返りとしての高利回り投資商品」であることをより強く意識した投資行動を取るべきであろう。

より基本的なレベルでは，そもそも「個人投資家が信用リスクをはじめとする新しいリスクを取る」ということの意義・意味について，今後さらなる考察を要するものと考える。たとえば，信用リスク商品への投資は，その管理の複雑さ，煩雑さや商品としての流動性の欠如ゆえに，金利リスク，株価変動リスク，為替リスクといったいわゆる市場リスクのみから成る商品への投資とは，機関投資家の間でも一線を画されてきたものと思われる。個人投資家にとっては，機関投資家と比べられないほど，リスクマネジメントのハードルは高いはずである。

かつて，80年代から90年代にかけて，金融デリバティブ商品が登場し，複雑なリスク特性を有するこれらの商品の扱いを誤って，金融機関や法人顧客，機関投資家が巨額の損失を被るケースが見られた。このことが，金融機関や投資家，あるいは金融監督当局にリスク管理の重要性を再認識させることになり，このところ10数年間の官民挙げてのリスク管理強化の取組み（技術の向上，システム投資，組織・人的体制の整備，監督行政の変貌等）につながった。現在，個人投資家がより複雑なリスクを取るようになる方向にあって，これら個人投資家にプロである金融機関や投資家と同程度のリスク管理強化の努力を求めることはもとより不可能である。投資サービス法制定を含む投資家保護強化に向けての取組みは，この10数年間の，そして現在も続く金融機関・プロ投資家によるリスク管理強化の努力に劣らない重みを持つと言えるであろう。

(注16) CDO（Collateralized Debt Obligations）とは，貸出金を担保資産として証券化されたCLO（Collateralized Loan Obligations）と社債を担保資産として証券化されたＣＢＯ（Collateralized Bond Obligations）の総称。例としては，地場の中堅・中小企業の資金調達を円滑化する目的で東京都が手がける債券市場

構想で組成・発行されるCLO・CBOがある。これらにおいては，シニアクラスが公募で個人投資家向けに販売されているものもある。ABS（Asset-Backed Securities）は，クレジットカード債権，自動車ローン，リース債権等を担保資産とする証券化商品である。

＜参考文献＞

・徳島勝幸（2004）『新版・現代社債投資の実務～社債市場の現在を考える』財経詳報社
・林宏美（1999）「関心が高まる個人向け社債」『資本市場クォータリー』，第３巻１号，８月，213頁
・岩谷賢伸（2004）「欧米で拡がる個人向け社債プラットフォーム」『資本市場クォータリー』，第８巻１号，８月，96頁
・資本市場研究会編（2003）『現代社債市場～その現状と展望』財経詳報社
・神田秀樹・資本市場研究会編（2005）『投資サービス法への構想』財経詳報社
・金融審議会金融分科会第一部会（2005）『中間整理』，７月

（主席研究員　橘髙研二・きったかけんじ**）**

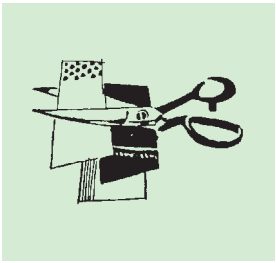

地域金融機関と地方公共団体

――指定金融機関業務の変化――

〔要　　旨〕

1　近年，地方公共団体（以下「地公体」）と地域金融機関の関係が変化し始めている。従来，指定金融機関となった地域金融機関は，地公体を自らのイメージや信用力を維持し高めるための取引相手として重要視し，他の顧客には無い，手数料無料の収納や支払，全額金融機関側のコスト負担での派出などの特典を提供していた。しかし，地公体や金融機関双方を取り巻く経済金融環境が変化するなかで，取引の見直しが始まっている。

2　地公体はペイオフ対策として預金保護のために，取引金融機関の財務経営内容のチェックを強化し，また一方で苦しい財政状況から，より効率的な資金調達運用への取組みが始まっている。金融機関側も高コストな経営体質の改善が急務となり，収益向上のために地公体取引も例外なく取引コストの軽減が大きな課題となっている。このため，従来地公体との役務取引は，そのほとんどが指定金融機関等の地域金融機関の負担で行われていたが，有料化を働きかける地方銀行等の取組みが顕著に見られるようになった。

3　地公体との資金取引を量的側面から本稿後半部で紹介した。地公体への貸出金残高は，年々どの業態も増加している。貸出金残高の増大は，財政悪化の背景から地公体の借入が増えた点と，ペイオフ対策による公金預金保護の立場から，地公体が地方債を証券から公金預金と相殺しやすい証書へシフトさせたことが要因と考えられる。同様に，公金預金の減少も財政悪化による取り崩しとペイオフ対策のための運用の多様化（債券投資へのシフトや複数機関への分散）が指摘でき，財政悪化とペイオフ対策により貸出金残高と公金預金残高の接近がそれぞれの業態で起こっていると考えられる。

4　資金取引が変化している一方で，大きな地公体，特に公募団体では，地方債の引き受けに証券会社等の参入が増え，全国的に収納業務にはコンビニや郵便局なども参加してきている。各々の取引ごとに採算を考えている主体が競合者となっていくなかでは，地公体とのすべての取引を総合的に考える指定金融機関をはじめとする地域金融機関は，取引の考え方を見直す時期にきているのかもしれない。地域的には資金取引も含め，強固な取引関係が継続しているところもあり，温度差が大きい問題ではあるが，経済金融環境や地公体，金融機関双方の直面する課題の変化に応じて，旧来の取引関係の見直し，再構築が必要となっていると考えられる。

目　次

はじめに
1　指定金融機関とは
2　地域金融機関の動き
3　日本郵政公社とコンビニ
4　資金取引の変化
⑴　地方公共団体の動向
⑵　地方銀行における資金取引
⑶　農協における資金取引
⑷　信金業界における資金取引
⑸　三業態における地公体との資金取引
おわりに

はじめに

従来，地域金融機関と地方公共団体（以下「地公体」）は，非常に緊密な関係を構築し，地域金融機関は地公体を自らのイメージや信用力を維持し高めるための取引相手としても重要視してきた。地公体のメインバンクである指定金融機関に指定された地域金融機関は，他の顧客には無い，手数料無料の収納や支払，全額金融機関側のコスト負担での派出などの特典を提供してきた。

しかし，地公体や金融機関双方を取り巻く経済金融環境が変化するなかで，このような関係も少しずつ変化し始めている。地公体はペイオフ対策として預金保護のために，取引金融機関の財務経営内容のチェックを強化し，また一方で苦しい財政状況から，より効率的な資金調達運用へ取り組み始めている。金融機関側も高コストな経営体質の改善が急務となり，収益向上のために地公体取引も例外なく採算性が重視され始めている。本稿では，地公体と地域金融機関との取引関係，特に指定金融機関業務についての変化，その背景を検討する。

1　指定金融機関とは

指定金融機関制度は，1963年（昭和38年）の法改正により1964年から導入された。指定金融機関(注1)（以下「指定金」）とは，地公体における公金の収納支払事務を行うために，議会の議決を経て指定された金融機関であり，１地公体１金融機関となる。都道府県では指定金を置くことが義務となっているが，市町村では任意である。指定金は，指定代理金融機関，収納代理金融機関を総括する。指定代理金融機関とは，指定金の扱う公金の収納支払事務の一部を代理して行う機関であり，収納代理金融機関は，指定金の扱う公金収納の一部を代理するものである。ほかに，指定金を指定していない市町村で収納事務の一部を扱わせるために指定する収納事務取扱金融機関がある。

指定金に指定されている数が最も多い業

態は地方銀行（シェア56%）である。続いて農協（同23%），都市銀行（同９%），信用金庫（同８%）となっている。農協は町村レベルでの指定が多く，村では地方銀行を抜いて最も多くの団体から指定金に指定されている（第１表）。

市町村の指定金数の動向をみると，町，村で減少して市が大幅に増大しているが，これは市町村合併による市の数が増えていることを示していると考えられる（第１図）。業態別の指定金数の動きをみてみると，輪番制などもあり，単年度で判断をすることは難しいが，合併後の市町村の指定金には様々な変化が現れている。市においては，地方銀行と農協の指定金数が増えている。農協については町村という小さな地公体における指定金数が多かったが，これら町村が合併して大きくなった後の市でも指定金を獲得していると考えられる。このため市の指定金融機関の業態別割合において農協は上昇傾向にある。

（注１）ぎょうせい「地方財政小辞典」より。

第１表　指定金融機関の業態別状況

（単位　各金融機関数）

	都道府県	市	町	村	計
都市銀行	5	153	80	16	254
地方銀行	41	467	992	166	1,666
第二地方銀行	1	28	69	11	109
信用金庫	-	40	175	27	242
県信連・農協	-	30	432	229	691
その他	-	1	12	8	21
計	47	719	1,760	457	2,982

資料　農林中金調べ
（注）　2004年6月時点。

第１図　指定金融機関数の増減

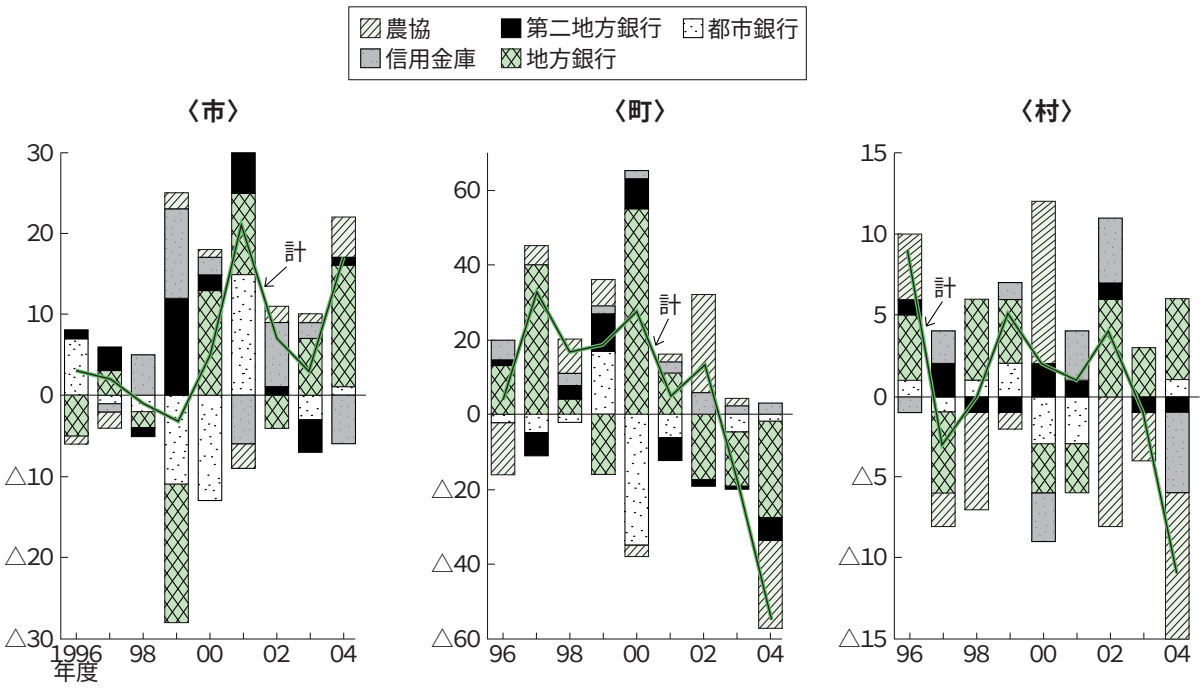

資料　農林中金調べ

2　地域金融機関の動き

第２表は，（社）地方銀行協会が公表した意見書の中に記載されている地公体取引の類型である。

従来の考え方であれば，指定金という看板を獲得することは，地域金融機関のステータスであり，公金の収納，支払にかかわる手数料は優遇され，全額金融機関側の負担で行員を市役所などに派出させていた。また，それらのコストは豊富な公金預金の運用，地方債の引受など資金取引の収益で相殺できると考えられていた。しかし，近年，役務取引の面で取引内容の見直しが始まっている。

第2表　地公体取引の類型

取引	業務の範囲	内容	
役務取引	指定金契約に基づく業務	収納	窓口
			口座振替
		支払	振込
			現金支払
	指定金契約外業務	派出	
		集配金，両替，現金袋詰め等	
資金取引		預貸金取引	
		地方債（証書，証券）引受	

資料　（社）全国地方銀行協会『地方公共団体とのお取引の維持・発展にむけて』（2004年1月）

第3表　地方銀行協会の動き

2000年2月	非公募地方債の時価評価に関する要望書
6	「今後の地方公共団体との取引のあり方」
12	「地方公共団体との取引改善等に関する実態アンケート」
03. 9	「地方公共団体関係団体」への要望書
04. 1	「地方公共団体とのお取引の維持・発展に向けて」意見書
8	「地方公共団体関係団体および総務省」への要望書

資料　地方銀行協会ホームページ

最も多くの地公体の指定金業務を行っている地方銀行では，業界をあげて地公体取引の採算性改善への働きかけを行っている。地方銀行協会が指定金業務についての考え方を初めて公表したのは2000年６月である（第３表）。この背景には，98年の地方財政危機にみるような地公体の財政悪化があるとされる。資金取引に入札等が導入されると，指定金は旧来の資金取引の収益で役務取引のコストと相殺するという総合採算的取引が不可能になった。協会の指摘を要約すると，①収納・支払以外の業務も指定金の業務のように同列に扱われている，②公金預金，地方債引受などが入札等になるなかで，資金収支において①を吸収できるほど収益面で貢献していない，③郵便局，コンビニ収納では，手数料が支払われており，同じ業務なのに公平ではない，となる。

04年８月の要望書の中では，協会加盟の64銀行が指定金となっている地公体は1,674団体で，窓口収納は年間取り扱い数の４割強（２億1,200万件），年間1,000億円を超える負担をしていると推計している。

各地方銀行は協会の動きを参考に，個別に各地公体とコスト負担の交渉を行っている。各地域の動きを新聞報道等により概観すると以下のようになる。

静岡県の指定金である静岡銀行は03年度から一人につき年間100万円の行員派出経費の負担，05年度からは窓口収納の有料化を

実現した。

山形県の指定金である山形銀行では，03年度から高校授業料，04年度から県営住宅使用料で口座振込手数料１件10円の有料化を達成した。石川県の指定金である北國銀行では，04年度から県立中央病院への職員３人の派遣に対し一人あたり100万円の有料化が実現している。

北海道では，北洋銀行（第二地方銀行）が02年度から道内４か所（１市役所，３病院）で派出業務の有料化（計400万円）を実現した。03年度からは函館市との間で，出納事務取扱手数料として予算化が行われており，05年度は1,990万円が計上されている。

北海道内での取組みは全国的にみても早くから報道等で紹介されることが多かった。北海道は97年11月に北海道拓殖銀行（以下「拓銀」）の破綻を経験し，それまで多くの地公体の指定金を担ってきた同行の破綻の影響は非常に大きいものであったと推察される。第４表は97年と99年の６月時点の北海道内の業態別指定金数の状況である。拓銀の属する都市銀行の指定数がゼロになり，北洋銀行，札幌銀行の属する第二地銀で13団体から37団体（道内シェア19%に），信用金庫で112団体から129団体（同66%へ）となっている。長い間，地域の地公体の指定金として独占的安定的な存在であった拓銀の破綻により，指定金の担い手が第二地銀と信用金庫にシフトしたことが読み取れる。拓銀から引き継いだ北洋銀行に指定金がシフトしただけではなく，信金業界が指定金獲得に積極的に取り組んだことが推察されよう。

このようななか，拓銀の破綻により道と政令市である札幌市の指定金を引き継いだ北洋銀行において，地公体取引の見直しへの動きは非常に早かったことが指摘できる。同行にとって，年間で大きな資金変動がある公金預金と地公体向け貸出，さらに広大な北海道での収納，支払の負担は大きく，指定金業務の採算性向上は大きな課題であったと考えられる。

同地区で最も多く指定金に指定されている信金業界でも，02年11月に信金の地区協会である北海道信用金庫協会によって地公体取引の振込手数料等の有料化に対する要望書が公表され，これを機に各信用金庫が地公体との指定金業務の再考を始めている。同協会は02年以降，毎年同様の要望を行っており，全国の信用金庫の動きをみても，地区協会でこのような取組みをみせているのは北海道地区だけである。これには，指定金に指定されている信用金庫を非常に多く抱えているという同地区特有の事情がある。北洋銀行には遅れる形となっている

第４表　北海道内における業態別指定金数

（単位　指定金数）

		総数	都市銀行	地方銀行	第二地銀	信用金庫	農協	その他
市	1997年	34	24	1	2	7	-	-
	99	34	-	1	16	17	-	-
町	97	148	18	18	11	92	7	2
	99	147	-	18	21	99	7	2
村	97	15	-	-	-	13	2	-
	99	15	-	-	-	13	2	-
計	97	197	42	19	13	112	9	2
	99	196	-	19	37	129	9	2

資料　農林中金調べ
（注）　各年6月時点の数値。

が，道内地域の指定金を担う金融機関が，旧来の取引慣行を見直し，各々のコスト分析をもとに取引ごとの採算性を重視した動きが顕著になっていると言える。

3　日本郵政公社とコンビニ

地方銀行協会の指摘のように，民間金融機関以外に日本郵政公社およびコンビニでも税金収納等が可能である。

日本郵政公社の場合，地方自治法施行令第168条によると，指定金融機関及び指定代理金融機関にはなれず，収納代理金融機関と収納事務取扱金融機関になることができる。04年６月時点において，約500団体の収納代理金融機関となっている。郵便振替法に基づく郵便局での収納は，手数料支払が前提となっているため，各地公体は郵便局に当初より手数料を支払ってきた。

コンビニ等（私人）における地方税の収納は，2003年（平成15年）４月の地方自治法施行令第158条等の改正により可能になった。

地公体から支払われる手数料には，上記と民間金融機関，特に指定金との間には大きな差があるようである。例えば，05年度から窓口収納の手数料支払を開始した静岡県では，指定金融機関である静岡銀行に31.5円（１件当たり）支払（04年度までは無料），コンビニには63円（自動車税，１件当たり）を支払っている。各種税金や利用料，口座振替，窓口収納等の種類・支払方法，あるいは地公体によって支払手数料体系は様々であるが，窓口収納を例にするとコンビニには１件当たり50円～60円程度，郵便局では帳票の種類によって異なるが，30円あるいは20円＋払込総額による出来高払いなど，指定金では無料あるいは郵便局よりも低額な手数料が支払われているのが一般的のようである。24時間体制のコンビニとは単純に比較できない面もあるが，民間の金融機関と郵便局の間の差は，双方のコスト構造の差というよりも，他の取引を前提にした民間金融機関と地公体の関係と，収納という取引だけをみた郵便局との関係との差から生じていると言える。郵政民営化後の郵便局については，地域金融機関として大きな役割を担う可能性もあり，地公体取引の担い手としてもその動向は非常に注目される。

4　資金取引の変化

ここで，地公体と地域金融機関との資金取引の変化を量的側面から検討する。

(1)　地公体の動向

第２図から地公体の現金預金は00年をピークに減少傾向にあることがわかる。民間金融機関からの借入は99, 00年度と減少し，その後増大，03年度には若干減少したものの04年度は前年度に比べ，１兆円強増大している。地方債は03年度に前年度に比べ約1.8兆円減少した。これは90年度以降初めての減少であった。地公体の債券保有状況をみると，02年度から急増していることが

第2図　地公体の現預金と借入

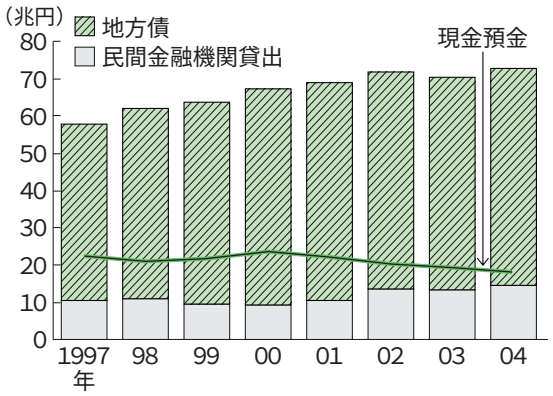

資料　日銀「資金循環統計」より作成

第3図　地公体の保有債券

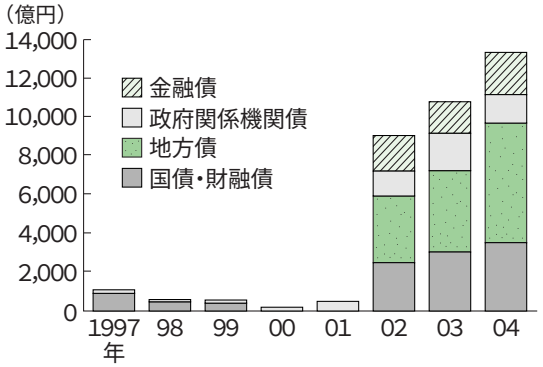

資料　第2図に同じ

分かり，特に地方債の保有額が増え，01年度にはほぼゼロであったものの，02年度には3,530億円，04年度には6,204億円となっている（第３図）。現金預金の保有額は04年度約18兆円であり，地公体は預貯金中心の運用であることは変わらないが，ペイオフ本格実施を機に債券に動き始めたことが見て取れる。

地公体の借入は，地方債の発行と民間金融機関からの借入以外に，政府，公営公庫からの公的資金借入があり，これは04年度末で約97.5兆円にのぼる。この額は民間の借入と地方債発行の総額を上回っている。また，地方債残高においても郵貯簡保および地公体自身の保有分が含まれており，地公体の民間からの資金調達は総額の３割強と推測される(注２)。

（注２）丹羽由夏（2003）「地方債市場の変遷と今後」『総研レポート』４月

⑵　地方銀行における資金取引

地方銀行の地公体との資金取引をみると，公金預金は減少傾向にあり，地方債保有は99年度をピークに減少している。他方で，貸出金は増加している。これにより，公金預金の残高と地公体貸金の残高との差が縮小していることが見て取れる（第４図）。

公金預金を定期性預金と要求払い預金とに分けてみたものが，第５，６図である。年度内の変動をみると，納税期および交付税の交付期である６月末に要求払い預金の残高が最大になっていることがわかる。定

第4図　地方銀行にみる資金取引

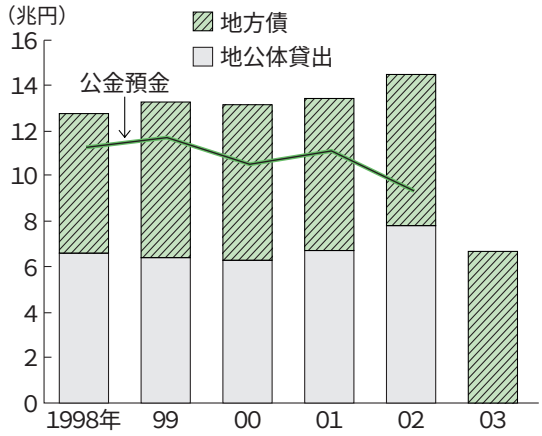

資料　日銀ホームページ
(注)１　公金預金には，国からの預金である政府関係預り金と，地方公共団体，地方公営企業（地方公営企業法の適用を受けるもの）および5公団（日本道路，首都高速道路，石油，阪神高速道路，本州四国連絡橋）が含まれるが，近似値として代替。
２　統計データの更新が終了したため，2003年度末の地公体貸出および公金預金の残高は不明。

第5図　要求払い預金の年度内変動

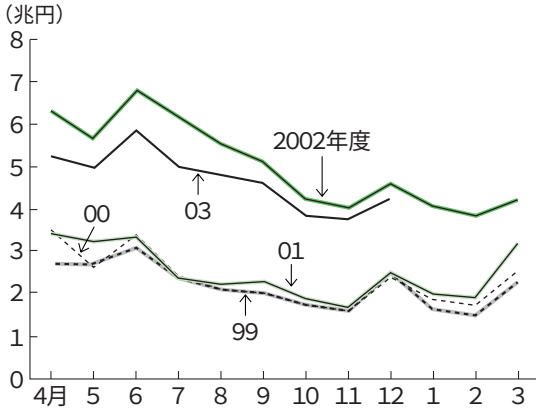

資料　日銀ホームページ

第6図　定期性預金の年度内変動

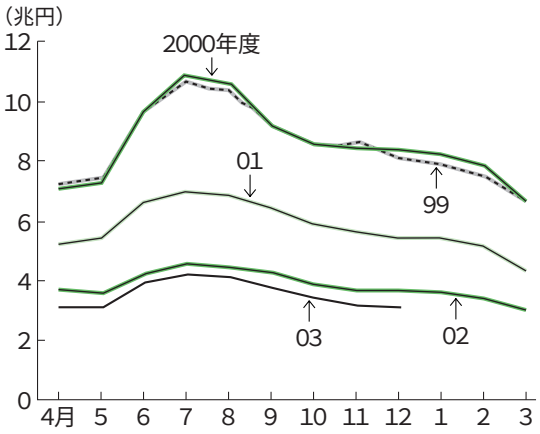

資料　第5図に同じ

期性預金は７月にピークを迎え，年度末及び年初に最小となる(注３)。他方で，貸出金は年度末に最大となっている。

（注３）岩淵道洋（2001）「地方公共団体の歳計現金残高推移と一時借入」『組合金融』夏号

(3)　農協における資金取引

農協における公金貯金は減少傾向，地公体向け貸出は増加傾向にある（第７図）。他業態と比較すると，公金貯金が貸出額を大きく上回っている。これは，農協は町村レベルの指定金に指定されている場合が多く，財政規模の小さい町村では地方債は政府資金に引き受けられている割合が高いため，公金貯金の額が民間借入に比べ相対的に大きいなどの理由が推察できる。

但し，公金貯金の年度内変動は年々大きくなってきており，公金貯金が安定的調達資金とは言い難くなってきている（第８図）。

第7図　農協にみる資金取引

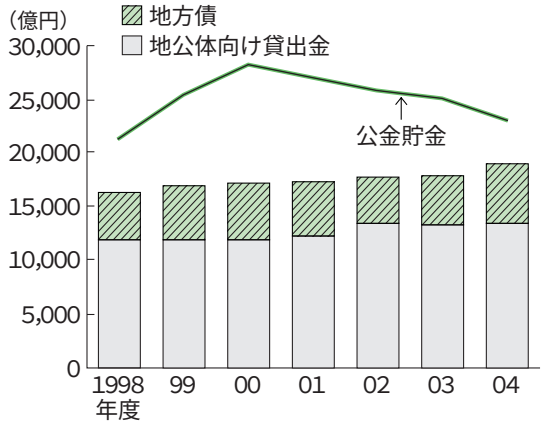

資料　農協残高試算表

第8図　農協の公金貯金の年度内変動

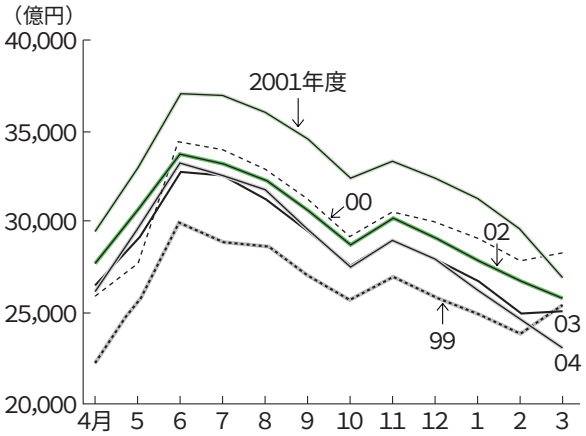

資料　第7図に同じ

(4)　信金業界における資金取引

信用金庫における公金預金は他業態と同様，減少傾向にあり，地公体向けの貸出と地方債運用はともに増大している（第９図）。特に地方債保有額が急増している背景には，運用難から，プライマリーよりもセカンダリーで購入している地方債が多いと推測される。

公金預金の要求払い預金についてみると，02年４月のペイオフ一部実施により，残高が格段に増えている。01年度の状況をみると，特に３月に資金シフトを行ったことが顕著に見て取れる（第10図）。要求払い預金の99～01年度（02年３月を除く）の年間の最大差（「最大残高」－「最小残高」）は2,000億円弱レベルであるのに対し，4,500億円規模になっており，年間の変動が大きくなっていると言える。

信金業界での地公体向け貸出金は，地銀業界と同様に年度末に最大となっている。特に01年度末には急激に増加したが，これはペイオフ対策として公金預金と相殺できるローン形態に地公体側がシフトさせたことによると考えられる。

第９図　信用金庫にみる資金取引

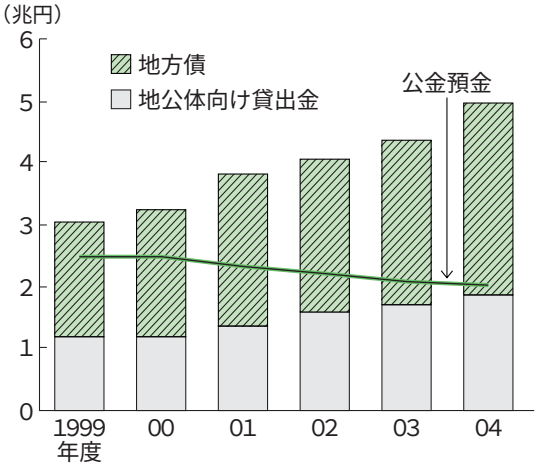

資料　信金中金総合研究所ホームページ

第１０図　信用金庫の要求払い預金の動向

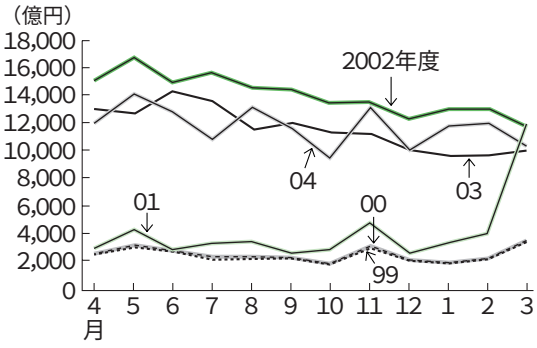

資料　第9図に同じ

第１１図　信用金庫の地公体向け貸出金の四半期の動き

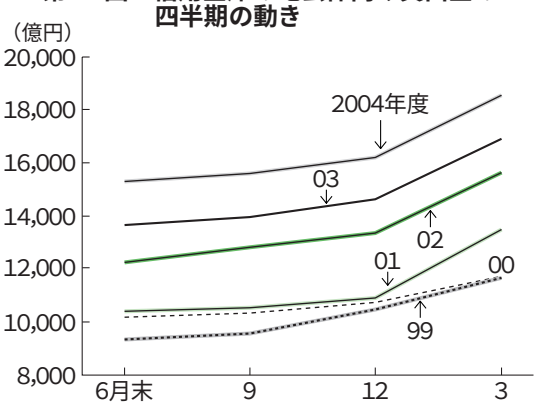

資料　第9図に同じ

(5)　三業態における地公体との資金取引

地公体との資金取引において，公金預金が減少することは金融機関にとっての調達資金が減少することを意味している。また，定期性預金から要求払い預金に移り，さらに年度内の変動も非常に大きくなっており，以前より安定的な資金ではなくなったことが考えられる。預金保険料の違い（決済用，特定預金の方が保険料は高い）も金融機関側の負担になる可能性がある。(注４)

民間金融機関から地公体への長短貸出は，地公体側からみると，銀行等引受債（証書形式）と一時借入を合算したものであるが，三業態共通して年度末である３月末に最大となっていた。貸出金残高は，年々どの業態も増加している。貸出金残高の増大は，財政悪化の背景から地公体の借入が増えた点と，ペイオフ対策による公金預金保護の立場から，地公体が地方債を証券から公金預金と相殺しやすい証書へシフトさせたことが要因と考えられる。同様に，預金の減少も財政悪化による取り崩しとペイオフ対策のための運用の多様化（債券投資へのシフトや複数機関への分散）が指摘でき，財政悪化とペイオフ対策により貸出金残高と公金預金残高の接近がそれぞれの業態で起こっていると考えられる。

金融機関の保有する地方債は，①市場公募債や銀行等引受債（証券形式）をプライマリーで引き受けたもの，②セカンダリーで購入したものとに分けることができる。都道府県や政令市レベルの大きな団体の地方債引受シ団のメンバーとなっている地域金融機関は，①で引き受けた地方債を売却せずに，そのまま保有しつづける場合も多い。信金業界などは，地域にもよるが，①よりも②の余資運用としての地方債運用額が大きいと推察できる。

（注４）預金保険料率は，決済用預金が0.115%，一般預金等は0.083%。03，04年度は，「特定預金」（当座・普通・別段預金）が「決済用預金」とみなされて全額保護され，「その他預金等」（特定預金以外の預金等）が「一般預金等」として定額保護された。

おわりに

本稿後半において，資金取引を量的側面から紹介したが，収益性を検討するには限界がある。しかし，旧来の資金取引とは異なった状況におかれつつあることは理解できよう。さらに，公募団体などでは，地方債の引受に証券会社等の参入が増え，全国的に収納業務にはコンビニや郵便局なども参加してきている。各々の取引ごとに採算を考えている主体が競合者となるなかでは，地公体とのすべての取引を総合的に考える指定金をはじめとする地域金融機関は，取引の考え方を見直す時期にきているのかもしれない。

また，不良債権処理が一段落してきたとはいえ，厳しい経済金融環境のなかで収益性を追求するためには，金融機関側のコスト意識が強く取引行動に影響していくことは当然であろう。現在，金融機関は店舗網の再構築により，一律のフルバンキング大型店舗から機能別店舗や小型店舗へとシフトし，共同店舗の導入も試みられている。さらにネットなどの低コストチャネルも積極的に活用されている。このような状況のなかで，地公体との取引も例外ではなく，取引コストの軽減が大きな課題となっている。特に，収納や支払業務に関しては，マルチペイメントネットワークやクレジットカードでの税金支払など効率化，省力化への多くの新しい仕組みが出てきており，双方の負担を軽減する意味でも，積極的な取

組みが期待される。

現実には地域金融機関のなかでも，収支の上での採算性だけでなく，指定金としてのPR効果等のメリットを重視しているところもある。指定金という看板をどのように判断するのかが金融機関の経営課題として残っている。また，非公募団体のなかでは，資金取引においても，強固な取引関係が継続している地域もあり，地域的な温度差が大きい問題である。

いずれにせよ，地域金融機関にとって，その地域からの離脱は不可能であり，地公体が重要な取引先であることは言うまでもない。そのなかで経済金融環境や，地公体，金融機関双方の直面する課題の変化に応じた，旧来の取引関係の見直し，再構築が必要となっているのであろう。

（副主任研究員　丹羽由夏・たんばゆか**）**

談話室

食育の根っこにあるもの

～農の体験が“心”を育む～

総合的な学習の時間などを活用して“食育の視点”を取り入れる学校が増えてきた。そんな中で「田植えから収穫まで“米作り”を体験する」学習が全国に広がっている。小学校５年の社会科で学ぶ「日本の農業」を主軸に，稲を栽培するという体験学習を通して，米粒の観察では理科，炊飯して家庭科とリンクさせて行われることが多い。

様々な事例がある中で，学習がうまく展開される共通点は“横の連携”がよく行われているかどうか。米販売店が土作りに協力したり，要所要所で生産農家やＪＡ，行政（産業振興課など）が指導したり，地域のボランティアや保護者が応援にかけつけたり，学校内でも担任の先生を中心に理科や家庭科や栄養士が連携して，学習が膨らんでいく。

日頃からご飯を食べていても，今の子はほとんど，米がどのようにして出来るのかを知らない。実は最近では教師の方にも米作りの経験がなく，草取りの時など雑草なのか稲なのか見分けがつかず，教師も子供も一緒に悪戦苦闘することになるのだとか。

ゲームやテレビなどバーチャルな世界と違って，本物の生き物を育てるのはなかなか思い通りにはいかないもの。あまりにも便利な環境で育ってきた今の子供たちにとって，自然の中で農作物を育てることは驚くほどの手間がかかり，心底「大変だなぁ」と感じながらも，実は同時に，新鮮な驚きと感動の連続でもあるようだ。

体験を通じて子供は，天候との関わりなど自然の厳しさと優しさ，農業の大変さと喜び，豊かな今の日本では忘れられがちな食糧の有り難さ，農と暮らしの関係，等々…沢山のことを学んでいく。田植え前の田んぼでのドロンコ遊びでは，道具もゲームも何もないのに，子供のこぼれんばかりの笑顔に，教師をはじめ関わった大人たちの方が驚かされたり考えさせられたり…。

様々な立場の大人が関わり，みんなで見守りながら大切に大切に育てていく中で，子供は日本の主食である米を身近にとらえるようになり，観察学習でも，自分たちで育てている米なのでなおのこと興味津々，ひときわ真剣に取り組む。

最後の稲刈りでは，子供に全て任せる学校や保護者が応援に来る学校など様々だが，いずれにしても鎌を持つのは子供も大人もみな初めて！ 稲穂を胸いっぱい持ち上げて稲を刈る光景に活気がみなぎる。

最大のイベントは収穫した米を使った食べ物作り。子供たちで餅つきをしたりおにぎりを作ったり，みなでワイワイ食べて学習終了となる。

このような学習を経たあとの子供たちは，畑で作業している農家の人に子供の方から声をかけるようになったり，田畑にいたずらをすることもなくなるという。米作りを通して，食べ物を大切にし，作ってくれる人に感謝し，田畑を大切にすることを学びとる。暮らしの足元をしっかり見つめ，食べ物や食べることを大切に思えるようになるのである。少年少女の事件が起きるたびに「今の子に“命の大切さ”を理解させなければならない」というようなことがよくいわれるが，このような農の体験からこそ，そのことを理解する“心”の芯の部分が育まれるのではないだろうか。

食育は，生活の自立，心の自立，社会への自立，この３つの自立に向かおうとする意欲，すなわち“生きる力”を育むもの。学校，地域，行政，家庭，多くの大人たちの「元気に育ってほしい」というひとつの気持ちのもとに，子供たちが学んでいくことにも大きな意義がある。この点，食育は一般の教科学習に比べちょっぴり手間のかかるものかもしれない。

何かにつけ効率優先の現代，子育ても食事も“手間”をかけるよりお金をかけて“効率”が優先されがち。そんな中で子供の“心”に異変が起きていると感じるのは私だけであろうか。このような大人たちの手間がけこそ，今の日本の子育てに求められているものではないだろうか。

地域の教育力が低下したといわれる。あるいは，食育は，新たな地域の教育力の再生にも繋がるパワーを秘めているのではないかと思う。この程「食育基本法」が成立し施行の運びとなった。食育の可能性におおいに期待し，日本の全国に“元気な食育の風”が力強く広がっていくことを願っている。

〈ほねぶとネット子どもの食と育を考える意見交流サイト**主宰**
http://homepage2.nifty.com/shokuiku〉
（食育コーディネーター　大村直己・おおむらなおみ**）**

『農林漁業金融統計2004』

A4判，194頁
頒価　2,000円（税込）

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか，農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお，CD―ROM版をご希望の方には，有料で提供。

〈頒布取扱方法〉

編　　集…株式会社農林中金総合研究所
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3　TEL 03(3243)7318
FAX 03(3270)2658

発　　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱…株式会社えいらく営業第一部
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8　TEL 03(5295)7580
FAX 03(5295)1916

中国の貿易構造と貿易政策

〔要　　旨〕

1　中国では1949年に中華人民共和国が成立したが，建国当初の中国は，外国からの資本はソ連等から部分的に受け入れたのみであり，外国貿易も国家管理のもとにあり限定的であった。しかし，文革終焉後の78年末に改革・開放政策への転換を決定し，国内改革を進めるとともに経済特区を設けて外資の誘致を行った。

2　開放政策の結果，対中外国投資が増大し，中国の貿易額は飛躍的に増大した。対中外国投資は香港をはじめとする華人企業による投資が多く，沿海地域に集中しており，外資企業は中国の貿易拡大において中心的役割を果たしてきた。

3　中国の貿易は，輸出入とも電機機械の割合が高く，他のアジア諸国から部品類を輸入し，中国の低賃金労働力で加工・組立を行って米国等に輸出するという構造になっている。そのため，中国の貿易収支はASEAN，台湾，韓国との間では赤字であり，米国，EUに対して黒字になっている。

4　農水産物貿易額も大きく増加したが，貿易額全体に占める割合は小さく，中国は基本的には食料を自給している。しかし，中国はWTO加盟条件として主要穀物について低関税率の関税割当数量を受け入れたため，人民元の大幅な切上げは農産物輸入を増大させ「三農問題」を深刻化させる恐れがある。

5　中国は，WTOに加盟する一方で，ASEAN，香港・マカオとFTAを締結し，さらに中東，南部アフリカ，豪州ともFTAを検討している。また，中央アジア諸国との関係を強化するなど，東アジアの枠組みにこだわらない外交を展開している。日本としては，東アジア地域の政治的・経済的安定のため中国と協力しながら中長期視点にたって東アジア地域の経済連携を強化していく必要があろう。

目　次

はじめに
1　改革・開放政策への転換
2　対中外国投資の増大と中国の貿易拡大
3　中国の貿易構造の現状
4　中国の食料需給と農水産物貿易
5　課題と展望

はじめに

中国が1978年末に改革・開放政策に転換してから既に26年が経過したが，この間，中国の経済は大きく成長し貿易額も飛躍的に増大した。中国は2001年に念願のWTO加盟を果たし，さらに近年では，ASEANとFTAを締結するなど周辺地域との経済関係を強化しつつある。本稿では，こうした中国の貿易構造と貿易政策を概観するとともに，今後の東アジア地域の経済連携のあり方について考えてみたい。

1　改革・開放政策への転換

⑴　政策転換に至る過程

中国では，国民党との内戦を経て1949年に中華人民共和国が成立した（中国ではこれを「建国」と称している）が，建国に至る過程は欧州列強や日本の（半）植民地支配との長い闘いであり，そのことが建国以降の中国の貿易政策や外資政策を大きく規定した。建国直後の中国は反帝国主義，反資本主義を掲げ，外国からの資本はソ連等から部分的に受け入れただけであった。

また，外国貿易についても，国家の全面的な管理下（対外貿易専業公司が独占）に置かれ，輸入に関しては国内で調達できない資本財を中心に限定的に輸入するという方針であり，輸出はそのための外貨獲得が主目的であった。特に，文革の時代（1966～76年）には「自力更生」を標語として掲げ，封鎖的で国内自己完結型の経済運営を行った。

しかし，76年に建国以来の指導者であった周恩来と毛沢東が相次いで死去すると文革が終焉し，その後，鄧小平の指導のもと政策転換が行われた。

⑵　改革・開放政策の内容

中国は，78年12月に開かれた中国共産党第11期３中全会で改革・開放政策への転換を決定し，その後，徐々に改革が実施されていった。まず，人民公社を解体して農家の請負耕作制を導入し，広東省と福建省に財務，貿易，外資導入の自主権を与えるとともに，両省に４つの経済特区（深圳，珠海，汕頭，廈門）を設けた。その後，農産物市場の統制緩和，都市部の経済改革，対外開放都市の拡大，特区区域の拡大などを順次行い，外資を誘致するため，外資企業

の法人税率を低くしたり関税上の特典を与えるなどの優遇措置を講じた。

89年に天安門事件が起き，一時，改革・開放路線が見直されるのではないかとの見方もあったが，92年に鄧小平が「南巡講話」で改革・開放路線の継続を内外に明らかにし，中国は「社会主義市場経済」を掲げて全方位的開放政策を採った。さらに，中国は01年には念願のWTO加盟を果たし，ASEANとFTAを締結するなど，その後も開放政策を進めている。

2　対中外国投資の増大と中国の貿易拡大

(1)　対中外国投資の増大

中国が開放政策に転換して以降，対中外国投資が増大したが，当初は外資のうち対外借款が大部分であり民間投資は少なかった。しかし，84年に対外開放都市を14都市追加し，また86年に外国企業法を制定したため，80年代後半より民間企業による外国直接投資が増加した。

その後，89年に起きた天安門事件によって91年までの３年間は対中外国投資は停滞したが，92年の南巡講話を契機に対中投資は空前のブームになり，さらに，中国のWTO加盟が確実になる00年から対中投資は再び急増した（第１図）。

第１図　対中外国直接投資（国別，実行ベース）

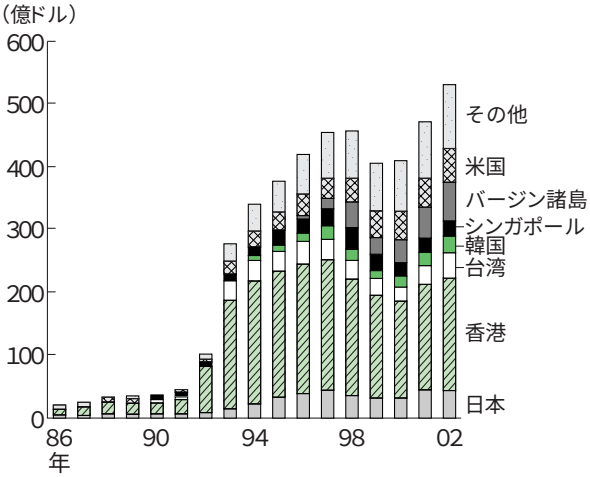

資料　JETRO「中国データファイル」より作成

(2)　対中外国投資の内容

対中外国投資を国別にみると，香港が最大で33.9％を占めており，バージン諸島[注１]11.6％，米国10.3％であり，日本は４位の7.9％である（02年）。次いで，台湾，韓国，シンガポールが続き，香港を含むNIES諸国からの投資が６割を占めているが，その大部分は華人企業によるものである。

日本から中国への投資額は42億ドル（02年）で，10年前（92年）に比べ約６倍になっており，03年には日本の対中国投資額（3,553億円）は対ASEAN投資額（2,631億円）を初めて上回った[注２]（財務省届け出額）。

対中外国投資の投資先を省別にみると，広東省が最大で21.6％を占めており，次いで江蘇省19.4％，山東省9.0％，上海市8.1％，福建省7.2％であり，この５省市で全体の３分の２を占め（02年），対中投資は沿海地域に集中している。ただし，90年においては広東省のみで45.9％を占めていたのであり，それに比べると近年はやや分散化してきた。

（注１）バージン諸島は中米（カリブ海）の国（英国領）であり，主に台湾企業によってタックスヘイブンとして使われている。また，香港から

の対中投資のなかには，外資の優遇措置を得るため，中国企業が香港を経由し外資を装って中国国内に投資しているケースもある。

（注２）ただし，対中外国投資全体に占める日本の割合は１割に満たず，中国ブームと言われた割には日本のシェアは意外に小さい。

⑶　中国の貿易拡大

改革・開放政策への転換以降，中国の貿易額は加速度的に増大しており，80年では輸出額181億ドル，輸入額200億ドルであったが，03年には輸出額4,384億ドル，輸入額4,128億ドルと20倍以上になっている（第２図）。その結果，世界の貿易額に占める中国の割合は，80年では0.9％に過ぎなかったが，03年には5.1％になり，03年の中国の輸出額は，米国の６割，日本の９割，ロシアの3.3倍，インドの7.7倍になっている。

また，輸出額がGDPに占める割合（輸出依存度）は，78年までは４～５％であったが，03年では31.9％になっている。こうしたなかで，中国は，人民元の切下げを行った94年から03年まで10年間，貿易収支の黒字が続いており，外貨準備高が増大している（後掲第５図参照）。

第２図　中国の貿易額推移

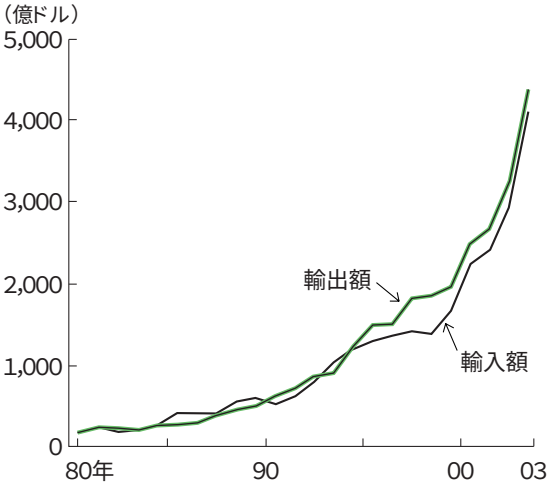

資料　JETRO『中国対外貿易統計』

３　中国の貿易構造の現状

⑴　中国の貿易における外資企業の役割

中国の貿易拡大において外国資本が大きな役割を果たしており，中国の貿易額に占める外資企業（注３）の割合は，90年では輸出12.6％，輸入23.1％であったが，03年では輸出54.8％，輸入56.2％になっている（第３図）。

中国の貿易は，開放地域が限定され，貿易の主な推進力であった外国投資が一部の地域に集中したため，華南地方（珠江デルタ地帯等）や長江デルタ地帯などの特定の地域に偏っている。例えば，輸出額（03年）を企業所在地別にみると，広東省が34.9％を占めており，江蘇省13.5％，上海市11.1％，浙江省9.5％と，この４省市のみで

第３図　輸出に占める外資企業の割合

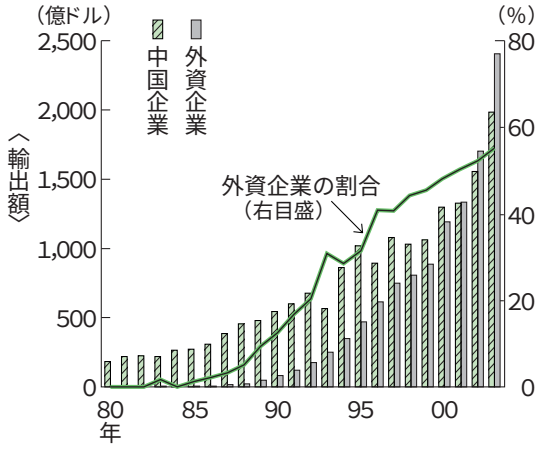

資料　第2図に同じ

輸出額の７割を占めている（次いで多いのは，山東省6.1%，福建省4.8%）。

また，貿易形態としては加工貿易（原材料・部品を輸入し製品化して輸出）の割合が高く，加工貿易は輸出額の55.2%，輸入額の39.5%を占めている。

（注３）中国の外資企業には，合弁企業，合作企業，独資企業の３種類ある（三資企業）。合弁企業は中国と外国との共同出資による企業であり，権利と義務は出資割合であるが，合作企業は中国と外国の共同事業であり，権利と義務は契約による。ともに外資の割合は原則として25%以上であり，独資企業は外資が100%である。当初は合弁企業が多かったが，近年では独資企業が多くなっている。

⑵　貿易相手国

a　輸出

中国の輸出先は，米国が最大で21.1%を占め，EU16.5%，日本13.6%で，この３か国（地域）で輸出額全体の５割を占めている（第１表）。

また，香港が17.4%を占めるが，香港へ輸出された商品の多くは米国等へ再輸出されている。日本の割合は，90年は14.5%であったが，03年では13.6%に低下しており，一方，ASEANの割合は6.0%（90年）から7.1%（03年）に増大している。

b　輸入

輸入については，アジア地域からの割合が66.1%を占めており，うち日本18.0%，台湾12.0%，ASEAN11.5%，韓国10.4%で，その他アジア（中東産油国が主）が11.6%である（同第１表）。

一方，香港からの輸入は2.7%で輸出に比べると小さい。また，米国，EUからの輸入額も輸出額に比べて小さく，近年ではブラジルからの輸入増大がめだっている。

c　貿易収支

中国の貿易収支は，全体としては黒字が続いているが，国別・地域別にみると非常に偏った構造になっている。

貿易黒字が大きいのは，香港（652億ドル），米国（586億ドル），EU（191億ドル）であり，貿易赤字が大きいのは，台湾（△404億ドル），韓国（△230億ドル），ASEAN（△164億ドル），その他アジア（△209

第1表　中国の貿易相手国・地域（2003年）

（単位　億ドル，%）

	輸出		輸入		貿易収支
	金額	割合	金額	割合	
アジア	2,226	50.8	2,729	66.1	△503
香港	763	17.4	111	2.7	652
台湾	90	2.1	494	12.0	△404
日本	594	13.6	742	18.0	△147
韓国	201	4.6	431	10.4	△230
ASEAN	309	7.1	473	11.5	△164
その他アジア	269	6.1	478	11.6	△209
アフリカ	102	2.3	84	2.0	18
欧州	883	20.1	697	16.9	185
ＥＵ	722	16.5	531	12.9	191
ロシア	60	1.4	97	2.4	△37
その他欧州	101	2.3	70	1.7	31
中南米	119	2.7	149	3.6	△30
うちブラジル	21	0.5	58	1.4	△37
北米	981	22.4	383	9.3	599
うち米国	925	21.1	339	8.2	586
豪州	63	1.4	73	1.8	△10
その他	10	0.2	13	0.3	△3
計	4,384	100.0	4,128	100.0	255

資料　JETRO「中国対外貿易統計」（原データは「中国海関統計」）

億ドル）で，日本も赤字（△147億ドル）である。

d　香港との貿易

香港は中国の貿易において非常に重要な役割を果たしており，中国の貿易構造は香港も含めて分析する必要がある。

香港の統計（03年）によると，香港の輸出国は中国が最大で42.6%を占め，次いで米国18.6%，日本5.4%である。また，輸入も中国が43.5%で最大であり，日本が11.9%，台湾6.9%，米国5.5%である（第2表）。

ただし，香港の輸出のうち地場輸出（香港で製造した商品の輸出）は7.0%のみで，再輸出が93.0%であり(注4)，中国が原産地である品目のうち米国への再輸出（中国→香港→米国）が26.9%，中国への再輸出（中国→香港→中国）が21.2%，日本への再輸出が8.2%である。一方，日本が原産地である品目のうち中国への再輸出は82.0%を占めている。

第2表　香港の貿易構造（2003年）

（単位　億香港ドル）

	輸入	輸出		
		再輸出	地場輸出	計
中国	7,856	7,058	368	7,426
米国	987	2,851	391	3,242
日本	2,138	912	28	940
台湾	1,252	386	37	423
シンガポール	906	335	22	357
その他	4,919	4,665	371	5,036
計	18,058	16,207	1,217	17,424

資料　アジア経済研究所『アジア動向年報』（原データは香港政府統計）

（注4）香港と中国ではこの再輸出分の統計処理が異なっており，中国の貿易統計では香港経由の輸入は原産地からの輸入としているため，香港と中国の貿易収支は652億ドルの黒字（香港の赤字）になっているが，香港の貿易統計では55億ドル（430億香港ドル）の赤字（中国の黒字）である。同様の問題は，米国，日本との間でも存在するが，この問題については，篠原三代平『中国経済の巨大化と香港』（勁草書房，2003），山本泰子・野田容助編『香港・台湾・中国の貿易構造と香港の再輸出貿易統計』（アジア経済研究所，1997）に詳しい解説がある。

(3)　貿易品目

a　輸出

中国の輸出品目は，電機機械（パソコン，家電等）が最大で39.3%を占めており，次いで，繊維16.7%，家具・玩具等6.5%，金属製品5.7%である（第3表）。

ほとんどの品目の輸出額は増加しているが，電機機械の伸び率が非常に高いため，他の品目の割合は低下しているものが多く，農水産物(注5)も90年には12.2%であったが，03年は4.7%に低下している。

b　輸入

輸入も電機機械が最大で42.5%を占め，次いで金属製品9.5%，鉱物・燃料9.1%，化学品7.7%であり，農水産物は3.8%である（第3表）。

輸入している電機機械は部品類が多く，中国はアジア地域から部品・原材料を輸入し，それを沿海地域で中国の低賃金労働力を使って加工・組立し，米国，EU，日本に輸出したり，中国国内で販売しているという構造になっている(注6)（第4図）。

第3表　中国の貿易品目（2003年）

（単位　億ドル，%）

	品目	輸出		輸入		貿易収支
		金額	割合	金額	割合	
1	畜水産物	53	1.2	33	0.8	20
2	穀物・野菜・果実等	76	1.7	72	1.7	4
3	油脂（動植物性）	1	0.0	29	0.7	△28
4	加工食品・飲料等	77	1.7	21	0.5	56
5	鉱物・燃料	127	2.9	377	9.1	△250
6	化学品	185	4.2	318	7.7	△133
7	プラスチック・ゴム	125	2.9	247	6.0	△122
8	皮革（含製品）	116	2.6	41	1.0	75
9	木材（含製品）	44	1.0	47	1.1	△3
10	紙パルプ	30	0.7	86	2.1	△56
11	繊維品	733	16.7	193	4.7	541
12	履物・帽子等	156	3.6	5	0.1	151
13	貴金属・宝石	69	1.6	26	0.6	43
14	セメント・陶器	33	0.8	18	0.4	14
15	金属製品	251	5.7	394	9.5	△143
16	電機機械	1,724	39.3	1,754	42.5	△30
17	輸送機械	156	3.6	175	4.2	△19
18	精密機械	131	3.0	262	6.3	△131
19	武器	0	0.0	0	0.0	0
20	家具・玩具等	285	6.5	0	0.0	285
21	美術品	0	0.0	16	0.4	△16
22	特殊品	10	0.2	13	0.3	△3
	計	4,384	100.0	4,128	100.0	255
	農水産物（1～4）	206	4.7	155	3.8	51

資料　第1表に同じ

第4図　中国の貿易構造（概念図）

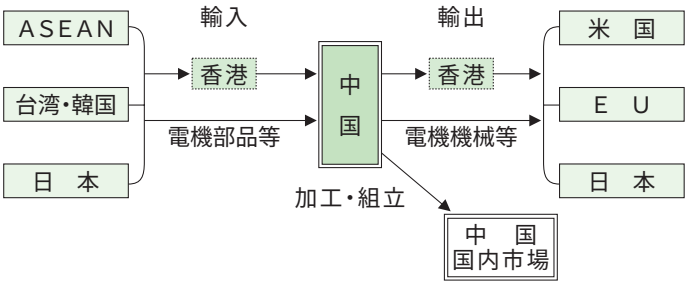

資料　筆者作成

c　貿易収支

品目別の貿易収支をみると，貿易収支が黒字なのは，繊維品（541億ドル），家具・玩具等（285億ドル），履物・帽子等（151億ドル），加工食品・飲料等（56億ドル），貴金属・宝石（43億ドル）であり，中国が外貨を稼いでいるのは，現在でもこうした労働集約的な軽工業品である。

一方，貿易収支が赤字なのは，鉱物・燃料等（△250億ドル），金属製品（△143億ドル），化学品（△133億ドル），精密機械（△131億ドル）であり，原材料や資本集約的な品目は輸入が多くなっている。特に，輸出額の４割を占める電機機械も，貿易収支は赤字（△30億ドル）であるのが注目されるが，近年はその赤字幅が縮小してきている。

（注５）本稿において農水産物とはHS第１部から第４部までの品目（主に食品）のことを意味し，繊維原料や皮革は含んでいない。

（注６）このように，近年の国際貿易はかつての構造（１次産品と工業品の貿易，産業間貿易）とは大きく異なっており，産業内貿易，企業内貿易の比率が高くなっているが，その背後には国際貿易において多国籍企業の役割が増大したことがあり，それが近年のFTAの隆盛の背景にある。なお，近年のこうした国境を越えた工程間分業は「フラグメンテーション」（生産工程が細かく分断されるという意味）と呼ばれている。

4　中国の食料需給と農水産物貿易

次に，こうした中国の貿易構造のなかで農水産物貿易がどういう位置にあるのかをみてみたい。

(1)　食料需給の構造

a　穀物

中国の03年における穀物生産量は37,429

万トン（日本の42倍）であり，このうち米が16,066万トン，小麦が8,649万トン，トウモロコシが11,583万トンである（第４表）。

03年において，中国は米を262万トン輸出し，26万トンを輸入したが，輸出量は生産量の1.6%に過ぎない。中国はかつては小麦の輸入国であったが，02年，03年は輸出量が輸入量を上回り，03年では小麦を251万トン（生産量の2.9%）輸出し，45万トン輸入した。また，トウモロコシは1,639万トン輸出しており，これは生産量の14.2%にあたる。

このように，中国は基本的には穀物を自給しており，余剰分を輸出するという構造になっている。(注7)

第4表　中国の主要穀物需給動向

（単位　万トン）

	米			小麦			トウモロコシ		
	生産量	輸入量	輸出量	生産量	輸入量	輸出量	生産量	輸入量	輸出量
1990年	18,933	6	33	9,823	1,253	-	9,682	37	340
95	18,523	165	6	10,221	1,163	23	11,199	526	12
00	18,791	25	296	9,964	92	19	10,600	0	1,048
01	17,758	29	187	9,387	74	71	11,409	4	600
02	17,454	24	199	9,029	63	98	12,131	1	1,168
03	16,066	26	262	8,649	45	251	11,583	0	1,639

資料　「中国農業発展報告」

第5表　中国の大豆・食用油の需給動向

（単位　万トン，kg/人・年）

	大豆			食用油			
	生産量	輸入量	輸出量	生産量	輸入量	輸出量	一人当たり消費量
1990年	1,100	0	94	544	112	14	4.8
95	1,350	30	38	1,144	363	52	9.4
00	1,541	1,042	22	835	187	11	6.6
01	1,541	1,394	26	1,383	168	13	10.9
02	1,651	1,132	31	1,531	321	10	11.9
03	1,539	2,074	30	1,584	542	6	12.3

資料　第4表に同じ

b　油糧種子

中国は大豆を1,539万トン生産しているが，植物油の需要増大により大豆輸入が増大し，03年では輸入量は生産量を上回る2,074万トンに達している（第５表）。

その他の油糧種子の生産量も2,811万トン（うち落花生が1,342万トン，ナタネが1,142万トン）あり，中国はこれらの油糧種子から植物油を1,584万トン生産しているが，植物油自体も，ブラジルから大豆油，マレーシア，インドネシアからパーム油を輸入しており，植物油の輸入量は542万トンに達している（03年）。

c　畜産物

中国の食肉の生産量は6,988万トンであり，そのうち豚肉が4,513万トンで65%を占め，そのほか家禽肉1,312万トン，牛肉631万トン，羊肉357万トンを生産している（03年）。また，牛乳の生産量は1,849万トンであり，日本の生産量の2.2倍である（03年）。中国は豚肉を31万トン，鶏肉を23万トン輸出しており，日本は中国から鶏肉を6.3万トン輸入している。

d　野菜・果実

中国の野菜生産量は54,632万トンであり，日本や韓国等に野菜を輸出しているが，輸出量（432万トン）は生産量の0.8%に過ぎない（03年）。日本の統計によると，日

本の中国（山東省が主）からの野菜輸入は132万トン（うち生鮮47万トン）であり，これは日本の野菜輸入量全体の52.2%を占めている。

果実の生産量は14,517万トン（03年）であるが，中国では瓜類（スイカ，メロン等）も果実（水果）に分類されており，瓜類の生産量が6,967万トンで果実の５割を占め，瓜類以外の主な果実はリンゴ，柑橘類，ナシ，ブドウである。果実の輸出量は146万トン（生産量の1.0%）である。

e　水産物

中国では水産物も重要なタンパク源であり，03年の生産量は4,705万トン（うち海水2,686万トン，淡水2,019万トン）で，これは食肉生産量の７割程度にあたる。水産物生産量は近年大きく増加し，10年前に比べて2.6倍になっている。水産物の輸出量は158万トン（生産量の3.4%）で，日本へは59万トンを輸出している。

（注７）なお，2004年における中国の穀物輸入量は，米77万トン，小麦726万トン，大豆2,023万トンであり，米と小麦の輸入量が増大し，米の輸出量は91万トンに減少している（「中国海関統計」）。

⑵　中国の農水産物貿易

a　食料需給における貿易の地位

以上みたように，中国の食料需給に占める貿易の割合は小さく，また貿易額全体に占める農水産物の割合も４～５%程度である。

しかし，これは中国の人口が多く（13億人），食料の消費量が大きいためであり，中国の食料需給動向は世界・日本の食料需給に大きな影響力を与えるため，その動向を注視していく必要があろう。

b　中国の農水産物輸出

03年の農水産物輸出額は206億ドル（輸出額全体の4.7%）であり，93年に比べ2.0倍になっている。主な輸出品目は，水産物16.2%，肉類調製品13.2%，穀物12.5%，野菜類10.6%，野菜等調製品10.5%であり（第６表），近年，調製品の輸出が増大している。

農水産物の輸出先は，日本が最大で28.9%を占め，次いで韓国12.1%，香港10.6%，ASEAN10.8%である。日本にとって中国は米国に次ぐ第二の農水産物輸入国

第6表　中国の農水産物貿易（2003年）

（単位　百万ドル）

品目		輸出	輸入	貿易収支
01	生きた動物	327	117	209
02	食肉	646	758	△112
03	水産物	3,336	1,865	1,470
04	酪農品等	222	350	△128
05	その他動物製品	741	219	523
06	樹木・花類	49	45	4
07	野菜類	2,180	242	1,939
08	果実類	752	496	256
09	茶・コーヒー	624	28	596
10	穀物	2,589	444	2,144
11	穀物加工品	142	136	6
12	油糧種子等	1,126	5,660	△4,535
13	植物性液汁等	73	51	22
14	竹・植物原料	46	73	△27
15	動植物油	128	2,925	△2,798
16	肉・魚調整品	2,680	27	2,653
17	糖類	196	216	△19
18	ココア類	55	116	△62
19	穀物等調整品	527	148	379
20	野菜等調整品	2,167	135	2,033
21	その他調整品	544	312	233
22	酒類・飲料	625	187	439
23	調整飼料等	382	658	△276
24	タバコ	493	309	184
計		20,648	15,515	5,133

資料　第1表に同じ
（注）　品目の分類はHSコード2けたの分類。

であり，日本の農水産物（食品）輸入額全体に占める中国の割合は14.2%になっている（03年）。

c　中国の農水産物輸入

03年の農水産物輸入額は155億ドル（輸入額全体の3.8%）であり，93年に比べ3.8倍になっている。輸入品目は，油脂原料（主に大豆）が最大で36.5%を占め，次いで油脂が18.9%であり，中国の農水産物輸入の５割以上は油脂関連である（第６表）。

そのほかの主な輸入品目は，水産物12.0%，食肉4.9%，果実類3.2%である。また，主な輸入先は，米国24.2%，ASEAN17.4%，ブラジル13.5%，ロシア4.6%である。

d　ASEANとの農水産物貿易

中国はASEANとFTAを締結したが，中国のASEANへの農水産物輸出額は2,235百万ドル，輸入額は2,694百万ドルであり，これは，中国の農水産物輸出額全体の10.8%，輸入額全体の17.4%を占め，中国の輸入超過である（03年）。

中国からASEANへの主な輸出品目は，穀物（649百万ドル），野菜類（267百万ドル），果実類（234百万ドル）であり，輸出国は，マレーシア（649百万ドル），インドネシア（486百万ドル），ベトナム（326百万ドル），フィリピン（290百万ドル）である。

一方，中国のASEANからの輸入品目は，動植物油のみで６割を占め（1,609百万ドル），そのほか，果実類（249百万ドル），野菜類（196百万ドル）などを輸入している。中国は動植物油（主にパーム油）をマレーシアとインドネシアから輸入しているが，タイからは野菜類，果実類，穀物，穀物加工品など多様な品目を輸入している。

中国のASEANに対する農水産物輸出額は，米国，EU，香港への輸出額とほぼ同じ規模，対日輸出の４割程度であり，また農水産物輸入額はパーム油を除くと11億ドルほどであり，それほど大きな規模ではない。ただし，FTAによる関税撤廃のため，今後，中国とASEANの農水産物貿易は拡大する見込みである。(注８)

（注８）中国とタイは03年10月からFTAのアーリーハーベストとして野菜・果実類の関税を撤廃したが，タイの貿易統計によると，04年（１～12月）においてタイから中国への野菜・果実類の輸出（11,540百万バーツ）は前年に比べ40.3%増加し（タピオカ，熱帯果実等），中国からタイへの野菜果実類の輸出（4,144百万バーツ）は24.9%増加した（ニンジン，乾燥野菜，リンゴ等）。

(3)　人民元切上げと「三農問題」

中国は，94年に人民元の二重レートを統一して以降，ドルペッグ制により実質的な固定為替相場制をとっており，97年のアジア通貨危機の際にも人民元の為替水準は維持された（第５図）。

しかし，中国の貿易黒字，特に対米黒字が急増したため，米国から人民元切上げ要求が強まり，中国は05年７月に人民元を２%切り上げた。

しかし，中国にとっては「三農問題」（農業・農村・農民問題）が最大の内政問題であり，中国はWTO加盟時に主要穀物に

第5図　人民元レートと貿易収支

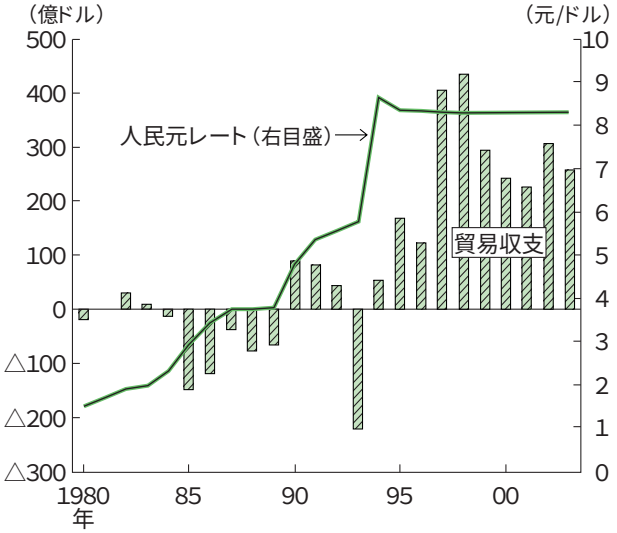

資料　中国人民銀行,「中国対外貿易統計」

関して低関税率の関税割当数量を設けたため（第７表），人民元の大幅な切上げは農産物の輸入価格を引き下げ，穀物輸入増大につながる可能性がある。また，中国はWTO加盟に際しAMS（国内助成合計量）をゼロとすることを約束したため（デミニマスは農業生産額の8.5%），国内農業政策に制約が課せられている。そのため中国は，国内農業に影響を及ぼすような人民元の大幅な切上げには慎重にならざるをえないという国内事情がある。

第7表　中国の関税割当約束（主要品目）

（単位　万トン）

	関税割当数量	一次関税率（%）	二次関税率（%）
小麦	963.6	1	65
トウモロコシ	720	1	65
精米（中短粒種）	266	1	65
精米（長粒種）	266	1	65
砂糖	194.5	15	50

資料　日中経済協会『2001年の中国農業』
（注）1　関税割当数量，関税率は2004年の約束水準。
　　2　上記品目のほか，大豆油，パーム油，ナタネ油，羊毛，綿花について割当枠を設定。

5　課題と展望

最後に，以上のような中国の貿易構造を踏まえ，中国の貿易政策の展望と東アジアの経済連携について考えてみたい。

(1)　WTO体制と中国

中国は71年に国連に復帰してUNCTADのメンバーになり，80年には世銀，IMFに加盟した。さらに中国は，対外経済関係を深めていくなかで貿易紛争処理や最恵国待遇獲得のためGATTに加盟する必要性を認識するようになり，86年にGATTに加盟申請を行ったが，加盟交渉は難航し，米国等との二国間交渉を経て01年12月にようやくWTO加盟が実現した。

中国はWTO加盟にあたって多くの譲歩を行い，関税率を全品目の単純平均で17.5%（98年）から9.8%（2010年）に引き下げ，非関税障壁の撤廃，サービス分野の規制緩和などを約束した。中国は，現在は加盟時に約束したことを実行している過程であり，現在進められているWTO交渉（ドーハ・ラウンド）ではG20（途上国グループ）の一員として行動しているものの，あまり強い主張は控えているようである。しかし，今後，WTOにおける中国の発言力が強まり，農産物輸入増大などの貿易問題が三農問題等内政問題に影響するようになると，中国は次第にWTO交渉で自国の立場を強く主張してくるであろう。(注9)

WTOは，GATTとして成立した当初か

ら米国・欧州主導の機関であり，その後もウルグアイラウンドまでは欧米主導で運営されてきた。しかし，今後，ロシアがWTOに加盟し，中国がインド，ロシア，ブラジル（BRICs諸国）と組んで米国，EUに対抗する勢力として結束するようになると，WTOが欧米主導で運営できた時代は終焉を迎えるであろう。

（注９）中国は，貿易拡大に伴って米国等からアンチダンピング提訴を多く受けるようになり，それに対抗するような形で中国は日本等にアンチダンピング提訴を行っている。また，ウルグアイラウンド合意により新しい繊維協定が発足し05年から輸入数量割当が廃止されたが，これにより今年に入って中国から米国，EUに対する繊維輸出が急増し，米国が対中特別セーフガードを発動するなど中国を巡る貿易紛争が増大している。中国は，こうした紛争の処理において不利に扱われているとの不満を持っている。

⑵　中国の近隣外交とFTA政策

中国は，WTO加盟の一方で，近年，ASEAN，中央アジア諸国等の周辺地域との関係を強化しており，さらに，中東，南部アフリカ，豪州とのFTAを検討している（第８表）。日本のFTAは，相手国の関税や資本規制を削減・撤廃させたいという日本企業の利害を強く反映したものであるが，中国のFTAは政治的理由が大きく，中国はFTAを外交の武器として使っている。

中国とASEANとのFTAは，ASEAN諸国の一部にあった中国脅威論を取り除き，この地域の政治的安定，協力関係を構築するという中国側の意図が大きい。中国は雲南省とラオス，タイとの経済関係をメコン川，道路，鉄道を通じて緊密化しようという計画を持っており，ASEANとのFTAを中国南部内陸部の開発戦略の一つとして位置付けている。また，中国はミャンマーとの関係を強化し，ミャンマーから雲南省までパイプラインを設置して中東から輸入した石油をマラッカ海峡を経由せずに輸送しようという構想を持っている。

中国は中央アジアとの関係も着々と強化している。ソ連崩壊（91年）により中央アジア地域は多くの国々に分裂したが，中央アジア地域の安全保障のため96年から中国，ロシア，カザフスタン，キルギスタン，タジキスタンの５か国による定期首脳会談

第8表　中国のFTA交渉状況

相手国・地域	交渉状況
ASEAN（東南アジア諸国連合）	02年11月枠組み協定締結，04年から農水産物についてアーリーハーベスト実施（一部の国）
香港・マカオ	経済緊密化協会（CEPA）締結（香港03年6月，マカオ03年10月）
中央アジア	01年6月「上海協力機構」発足
シンガポール	04年5月交渉開始合意
SACU（南部アフリカ関税同盟）	04年6月交渉開始合意
GCC（湾岸協力会議）	04年7月交渉開始合意
ニュージーランド	04年5月枠組み協定締結，04年12月交渉開始
豪州	03年10月共同研究開始合意
チリ	04年11月交渉開始合意，05年1月交渉開始
インド	04年6月包括的協力宣言調印，05年5月温温家宝首相が訪印しFTA締結の期待表明
パキスタン	05年4月交渉開始合意
日本・韓国	00年11月共同研究開始

資料　JETRO「世界と日本の主要なFTA一覧」，新聞情報より作成
（注）1　「SACU」加盟国は南アフリカ，ボツワナ，ナミビア，レソト，スワジランド
2　「GCC」加盟国はサウジアラビア，アラビア，クウェート，バーレーン，カタール，アラブ首長国連合，オマーン

（上海ファイブ）が開催され，01年６月には，この５か国にウズベキスタンを加えた常設機関「上海協力機構」が発足した。この機構は地域間経済協力も取り決めており，中国は，カザフスタンとの関係を強化し，カザフスタン（カスピ海沿岸）の石油をパイプラインで輸入するという計画を進めている。(注10)

（注10）中国では経済成長に伴いエネルギー需要（特に石油）が急増しており，エネルギー資源問題は中国の外交政策，貿易政策を考える上で非常に重要な要素になっている。

⑶　東アジアの経済連携と中国・日本

中国はWTOに加盟しグローバル化する世界経済に組み込まれたといえるが，その一方で，中国は新しい国際秩序形成に向けて近年ロシアやインドとの関係を緊密化しており(注11)，日本としては，こうした中国の置かれた状況と中長期戦略を理解し注視する必要があろう。

言うまでもなく，日本経済，日本農業にとって中国の動向は極めて重要になっており，日本と中国，および朝鮮半島は，地政学的にみても運命共同体的な存在であるため，東アジアの共通の制度的枠組みを形成することが望ましい。その際に，東アジア地域を巡って中国と日本が覇権争いをすることは望ましくなく，いたずらに「中国脅威論」を振り回すべきではない。ASEAN＋３の首脳会談が開かれることになったが，当面はこうした協議の場を重ねながら共通の問題に対処する枠組みを中長期的視点にたって構築していくべきであり，そのためにも歴史的視野を伴う大局観と構想力が求められているといえよう。

（注11）中国とロシアは，今年７月の首脳会談で「21世紀の国際秩序に関する共同宣言」を発表した。中国の新国際経済秩序構想については，加々美光行『中国世界（21世紀の世界政治３）』（1999，筑摩書房），凌星光「アジア・アフリカ会議と中国のグローバル戦略」（『世界経済評論』05年８月号）に歴史的視野を含んだ優れた解説がある。

＜参考文献＞

・片岡幸雄・鄭海東（2004）『中国対外経済論』渓水社
・大橋英夫（2003）『経済の国際化（シリーズ現代中国経済５）』名古屋大学出版会
・高橋満（2004）『中華新経済システムの形成』創土社

（主任研究員　清水徹朗・しみずてつろう**）**

新会社法の概要について

はじめに

会社法制の現代化を意図した新会社法案が今(2005)年６月に成立し，来(06)年春より施行される。新会社法は，近年の社会経済情勢の変化への対応と，過去頻繁な改正により複雑化した法制の調整を目的とした大幅な改正となった。また，その形も商法から切り離され独立法となり，表現もひらがな口語体に変更された。

本稿では新会社法の主要な改正点，および今回新たに認められる合同会社，有限責任事業組合についても触れてみたい。

１　主要な改正点

⑴　総論，設立

今回の改正の大きな特徴の一つは，株式会社制度の柔軟化，設立手続きの簡素化である。従来の最低資本金制度（１千万円以上）が廃止されるとともに，発起設立における払込金保管証明制度が廃止されるなど手続きが緩和された。

また株式会社は，有限会社等の小規模・非公開の会社から上場会社等の大規模・公開会社まで幅広く対応できるように，会社の機関等の規制の柔軟化がはかられた。これにより有限会社法が廃止され(整備法１条)，既存の有限会社は株式会社に組織変更するか，特例有限会社として従前と同様に存続するかの選択ができるようになっている（整備法２条以下)。

⑵　会社の機関

株式会社の機関については，株主総会と取締役の設置が義務付けられるが，その他の機関については第１表のように，大会社か中小会社か，公開会社かそれ以外の会社か，の二つの基準にもとづき，一定の条件（法326～328条）のもとで選択できることになった。

大会社で公開会社の場合は現行法と変わ

第１表　新会社法における機関設計の概要

	大会社		中小会社	
	公開会社	それ以外	公開会社	それ以外
株主総会	○	○	○	○
取締役	○	○	○	○
取締役会	○	△	○	△
監査役，監査役会，三委員会等	・監査役会または三委員会を置く	・取締役会を設置しない場合は監査役を置く ・取締役会を設置した場合は監査役のみ，または監査役会または三委員会を置く	・監査役のみ，または監査役会または三委員会を置く	・取締役会を設置しない場合は監査役，会計監査役を置くことができる ・取締役会を設置した場合は会計参与または監査役，監査役会または三委員会を置く
会計監査人	○	○	・三委員会設置の時以外は任意	・三委員会設置の時以外は任意。但し会計監査人を置いた場合は三委員会設置の場合を除き監査役を置く

資料　筆者作成（本表は制度の概略を簡単まとめたものであり，詳細については新法，解説書等で確認されたい）

(注)１　○は必須，△は任意を示す。
２　「公開会社」は株式の取得について当該会社の承認を必要としない株式会社。
３　「大会社」は資本金5億円以上または負債総額200億円以上の株式会社。
４　「三委員会」とは02年の商法改正で新たに導入された委員会等設置会社のことで，指名，報酬，監査の三委員会が執行役の候補者指名，監査等を行う。

らないが，それ以外の会社は機関の柔軟化が図られている。有限会社法を廃止したことによる調整で，取締役会を置かない会社では，取締役の員数を１名でもよいとし，取締役の一部責任免除制度を設けている（法326条１項，425～427条）。

会計参与は中小会社の計算の適正化を図るために新たに設けられた機関で，計算書類の作成，保管等を行う。会計参与は中小会社に限らず任意に設置することができ，その資格は公認会計士，税理士に限られる。

⑶　その他

計算関係については，剰余金配当をいつ何度でも株主総会の決議により実施できるようになり，資本金，準備金の増減も同様に対応できることになった（法454条，447～452条）。

現会社法の規程は農協法でも多く準用されており，今回改正は農協法への影響も大きい。今後農協法も改正が予定されている（整備法349条）。

２　合同会社，有限責任事業組合

新会社法では，新たな会社組織として「合同会社」（日本版ＬＬＣ）が認められる。また今年４月成立した有限責任事業組合契約法にもとづき「有限責任事業組合」（日本版ＬＬＰ）の設立が認められている(注)。米国，欧州では既にＬＬＣ，ＬＬＰの活用が進んでおり，ノウハウのある人材が集まって事業を展開する人材集約型の産業分野（ソフトウェアなどの情報産業，投資顧問，投資銀行などの金融産業，事業再生コンサルタントなどの経営支援サービス産業，共同研究開発事業など）で活用されている。

「合同会社」は，社員（出資者）の有限責任を確保しつつ，会社の内部関係は組合的規律が適用され，社員は原則業務執行権を有し，定款の変更や会社のあり方，利益の配分等は全員の合意のもとで自由に決定できる。

「有限責任事業組合」も有限責任，内部関係の組合的規律は同様であるが法人格がない。そのため合同会社には法人税が課せられるのに対し，有限責任事業組合は課税されず出資者に直接課税される。

合同会社は安定収益型のビジネス，有限責任事業組合はハイリスク・ハイリターンのジョイントベンチャーに向いていると言われる。

（注）有限責任事業組合契約法の施行は今（05）年８月。

おわりに

合同会社，有限責任事業組合とも今後様々な産業分野で活用が広まるものと思われる。

農林水産省では，有限会社法が廃止されることを受け，有限会社が多い現行の農業生産法人を非公開の株式会社へ誘導するとともに，合同会社を新しい受け皿と考えている。また，集落営農の担い手となる組織として，合同会社とともに有限責任事業組合の活用を検討している。

今回の会社法の改正は多岐にわたることから，農協の各事業に及ぼす影響は大きいと思われ，農協にとっても新会社法の理解は重要である。また，合同会社，有限責任事業組合についても農協の新たな事業戦略を展開する上で，様々な活用ができるのではなかろうか。

＜参考文献＞

・秋坂朝則（2005）「会社法制の現代化の概要上，下」『ＪＡ金融法務』５，６月号
・受川環大（2005）『新会社法入門』泉文堂

（主席研究員　本田敏裕・ほんだとしひろ）

統　計　資　料

目　　次

1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(43)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(43)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(43)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(44)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(44)
6．農業協同組合　主要勘定……(44)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(46)
8．漁業協同組合　主要勘定……(46)
9．金融機関別預貯金残高……(47)
10．金融機関別貸出金残高……(48)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3243）7351
ＦＡＸ 03（3270）2658

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2000. 6	**34,956,418**	**6,802,324**	**8,972,187**	**1,682,681**	**17,895,237**	**21,164,743**	**9,988,268**	**50,730,929**
2001. 6	**37,038,759**	**6,435,657**	**12,756,759**	**3,026,924**	**20,760,276**	**25,644,329**	**6,799,646**	**56,231,175**
2002. 6	**37,969,637**	**5,849,048**	**8,465,290**	**1,559,697**	**21,813,889**	**21,333,891**	**7,576,498**	**52,283,975**
2003. 6	**39,033,305**	**5,580,866**	**12,844,681**	**1,267,198**	**30,517,128**	**18,705,252**	**6,969,274**	**57,458,852**
2004. 6	**38,600,684**	**5,103,376**	**14,564,660**	**1,850,074**	**33,897,756**	**16,110,719**	**6,410,171**	**58,268,720**
2005. 1	39,242,151	4,804,644	15,236,804	1,691,771	35,606,188	15,278,507	6,707,133	59,283,599
2	39,566,462	4,765,715	14,757,481	1,186,646	35,757,008	15,377,847	6,768,157	59,089,658
3	39,600,643	4,704,414	16,291,656	1,469,342	37,382,703	15,436,450	6,308,218	60,596,713
4	40,175,513	4,702,709	14,541,851	1,536,868	36,000,683	14,911,732	6,970,790	59,420,073
5	40,259,575	4,681,833	14,380,014	1,477,822	36,459,804	14,849,428	6,534,368	59,321,422
6	40,567,680	4,660,352	14,361,127	2,266,023	36,444,591	13,855,746	7,022,799	59,589,159

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2005年6月末現在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	33,083,972	27,542	1,365,010	47	93,845	−	34,570,416
水産団体	1,132,940	6	91,234	89	11,963	−	1,236,232
森林団体	1,878	44	2,272	18	127	−	4,339
その他会員	2,105	−	2,189	−	0	−	4,294
会員計	34,220,895	27,592	1,460,705	155	105,935	−	35,815,281
会員以外の者計	734,619	47,720	353,151	138,366	3,459,463	19,080	4,752,399
合計	**34,955,514**	**75,312**	**1,813,856**	**138,521**	**3,565,398**	**19,080**	**40,567,680**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分は，別段預金（会員以外の者）　807,343百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2005年6月末現在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	77,943	8,797	113,076	2	199,818
	開拓団体	395	48	−	−	443
	水産団体	54,543	14,466	44,645	185	113,839
	森林団体	5,726	8,641	2,007	50	16,423
	その他会員	108	279	60	−	447
	会員小計	138,714	32,231	159,788	237	330,970
	その他系統団体等小計	257,543	38,305	140,056	137	436,040
	計	396,257	70,536	299,844	374	767,010
関連産業		2,195,397	92,967	1,909,224	25,500	4,223,088
その他		8,655,104	12,877	197,419	247	8,865,648
合計		**11,246,758**	**176,380**	**2,406,487**	**26,121**	**13,855,746**

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2005. 1	5,024,618	34,217,533	39,242,151	146,260	4,804,644
2	5,243,795	34,322,667	39,566,462	145,450	4,765,715
3	5,340,035	34,260,608	39,600,643	110,250	4,704,414
4	5,624,528	34,550,985	40,175,513	259,670	4,702,709
5	5,589,094	34,670,481	40,259,575	146,170	4,681,833
6	5,597,940	34,969,740	40,567,680	269,600	4,660,352
2004. 6	6,138,598	32,462,086	38,600,684	207,500	5,103,376

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2005. 1	119,113	1,572,657	35,606,188	12,753,436	26,300	−	211,606
2	151,443	1,035,202	35,757,008	12,613,858	26,616	−	203,868
3	80,233	1,389,108	37,382,703	12,871,094	21,916	−	195,203
4	101,081	1,435,785	36,000,683	11,648,096	20,657	−	188,717
5	116,674	1,361,147	36,459,804	11,648,096	19,613	−	182,400
6	102,074	2,163,947	36,444,591	11,250,327	19,154	−	176,380
2004. 6	91,541	1,758,532	33,897,756	13,595,294	145,719	−	229,653

（注）　1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　　2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
　　3 預金のうち定期性は定期預金。　　4 2005年3月，科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2005. 1	49,156,240	47,721,229	305,098	68,168	1,122,555
2	49,305,134	47,791,733	313,908	68,166	1,122,554
3	48,391,067	47,055,120	247,151	70,463	1,116,487
4	49,037,704	47,621,806	373,251	76,466	1,119,384
5	48,997,909	47,715,390	326,903	76,466	1,119,384
6	49,859,648	48,289,267	387,773	76,464	1,123,367
2004. 6	49,984,941	48,280,733	217,901	74,695	1,055,771

（注）　1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　　2 出資金には回転出資金を含む。
　　3 1994年４月からコールローンは，金融機関貸付から分離。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2004. 12	23,233,259	55,157,443	78,390,702	577,058	416,205
2005. 1	22,704,648	55,152,921	77,857,569	583,587	422,673
2	23,121,934	54,973,786	78,095,720	585,064	427,269
3	23,187,991	54,480,561	77,668,552	581,317	417,081
4	23,620,007	54,450,335	78,070,342	594,185	429,455
5	23,339,998	54,536,803	77,876,801	614,414	449,389
2004. 5	21,955,664	54,348,899	76,304,563	621,649	452,792

（注）　1 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。　　2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
　　3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
247,256	2,535,197	1,224,999	11,083,092	59,283,599
329,872	2,356,738	1,224,999	10,700,422	59,089,658
460,247	1,609,292	1,224,999	12,886,868	60,596,713
151,496	2,387,765	1,224,999	10,517,921	59,420,073
151,836	2,437,615	1,224,999	10,419,394	59,321,422
125,981	3,026,934	1,224,999	9,713,613	59,589,159
194,630	3,101,346	1,224,999	9,836,185	58,268,720

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
12,295,551	2,738,693	32,655	15,278,507	703,320	5,977,514	59,283,599
12,415,688	2,728,046	30,243	15,377,847	860,713	5,880,829	59,089,658
12,804,718	2,405,688	30,839	15,436,450	381,112	5,905,191	60,596,713
12,320,423	2,371,363	31,228	14,911,732	1,095,533	5,854,602	59,420,073
12,241,005	2,399,680	26,342	14,849,428	833,804	5,680,952	59,321,422
11,246,758	2,406,486	26,121	13,855,746	872,740	6,130,907	59,589,159
13,130,434	2,716,442	34,189	16,110,719	410,193	5,854,260	58,268,720

合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
61,799	29,415,344	29,287,388	0	336,789	15,494,684	5,870,403	910,298
52,338	29,319,398	29,198,668	0	324,358	15,844,385	5,879,499	917,500
68,615	28,359,320	28,239,582	7,000	284,625	16,056,362	5,859,457	949,784
63,401	29,390,807	29,268,368	0	336,209	15,449,464	5,751,320	956,333
62,880	29,384,571	29,254,459	0	337,208	15,421,281	5,804,004	967,078
53,573	30,132,887	30,016,420	0	337,687	15,565,071	5,796,910	970,972
52,972	30,053,731	29,914,006	0	342,950	15,600,583	5,707,538	887,781

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公庫貸付金	
438,013	54,074,479	53,832,377	4,149,418	1,581,260	21,270,489	329,606	904
404,344	53,601,826	53,390,732	4,118,372	1,549,452	21,213,418	326,512	904
381,126	53,875,379	53,666,422	4,226,186	1,620,846	21,230,448	321,184	902
380,512	53,472,099	53,261,613	4,217,316	1,616,092	21,298,679	321,018	895
404,377	54,142,995	53,921,878	4,025,970	1,459,960	21,215,214	324,650	884
406,363	53,934,011	53,719,019	3,983,168	1,437,452	21,251,546	324,465	884
395,300	51,883,500	51,652,128	4,244,014	1,641,731	21,440,635	343,416	912

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2005. 3	2,199,385	1,576,009	40,552	65,288	17,295	1,361,298	1,308,085	152,900	743,741
4	2,176,334	1,543,485	41,043	65,258	13,937	1,340,095	1,302,380	149,603	748,635
5	2,165,786	1,546,588	40,319	65,260	15,321	1,328,701	1,289,956	148,071	748,641
6	2,175,748	1,552,504	38,306	65,506	14,866	1,339,489	1,300,177	147,104	749,123
2004. 6	2,202,245	1,644,714	51,129	64,217	14,325	1,339,598	1,300,284	162,797	759,306

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち農林公庫資金	
2005. 1	995,875	619,163	249,240	181,481	129,939	7,803	923,219	900,919	11,207	314,668	9,506	357
2	985,396	607,645	244,047	177,179	125,212	6,674	913,419	892,172	11,355	304,460	9,290	351
3	1,006,101	589,732	239,316	177,809	127,257	7,729	931,952	909,511	11,188	303,718	9,171	345
4	967,254	579,244	253,132	188,564	128,131	7,163	910,555	882,977	10,210	299,798	10,003	329
2004. 4	1,057,284	663,989	290,290	217,667	133,938	6,529	961,567	935,668	14,245	367,844	12,288	388

（注） 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	2002. 3	735,374	503,220	2,308,919	1,813,848	559,895	1,028,196	153,541	2,393,418
	2003. 3	744,203	501,817	2,377,699	1,813,487	561,426	1,035,534	148,362	2,332,465
	2004. 3	759,765	491,563	2,456,008	1,825,541	552,400	1,055,174	152,526	2,273,820
	2004. 6	772,433	499,849	2,415,082	1,849,677	557,420	1,070,956	154,072	2,261,257
	7	771,625	499,915	2,420,989	1,832,415	555,916	1,069,662	154,249	2,247,216
	8	773,109	501,503	2,413,968	1,827,581	553,760	1,071,056	154,457	2,241,378
	9	769,857	500,298	2,422,226	1,818,903	556,988	1,070,466	155,056	2,216,109
	10	774,912	486,599	2,426,064	1,840,313	530,224	1,072,481	155,101	2,214,131
	11	774,667	487,233	2,466,062	1,848,023	530,953	1,070,447	154,474	2,193,274
	12	783,907	494,803	2,410,195	1,868,042	540,635	1,085,557	156,737	2,193,498
	2005. 1	778,576	491,562	2,416,332	1,842,403	532,775	1,073,341	155,504	2,178,929
	2	780,957	493,051	2,421,313	1,851,089	534,812	1,078,486	155,950	2,174,183
	3	776,686	483,911	2,470,227	1,878,876	539,624	1,074,325	156,095	2,141,330
	4	780,703	490,377	2,470,674	1,880,588	540,275	1,085,423	157,121	2,135,480
	5	778,768	489,979	2,493,531	1,871,665	535,777	1,079,152	156,417	2,110,746
	6	P 788,296	498,596	2,436,783	1,889,928	542,190	1,088,655	P 157,974	2,110,407
前年同月比増減率	2002. 3	2.0	2.4	9.8	1.6	△1.4	△0.9	△15.0	△4.2
	2003. 3	1.2	△0.3	3.0	△0.0	0.3	0.7	△3.4	△2.5
	2004. 3	2.1	△0.5	0.0	2.4	△6.9	0.5	△3.7	1.1
	2004. 6	2.0	△1.5	2.1	△0.0	0.5	1.5	2.1	△2.6
	7	2.2	△1.1	2.1	0.5	0.9	1.8	2.3	△2.9
	8	2.1	△0.5	1.3	△0.2	0.2	1.4	1.8	△3.2
	9	2.4	0.2	1.5	0.1	0.7	1.6	2.2	△3.7
	10	2.4	△1.5	3.1	2.7	△2.9	2.1	2.4	△3.8
	11	2.3	△0.3	3.4	1.7	△3.4	1.4	1.9	△4.2
	12	2.2	△0.4	1.8	2.4	△3.3	1.6	2.2	△4.6
	2005. 1	2.3	△0.1	1.6	2.4	△3.1	1.6	2.1	△5.0
	2	2.3	△0.4	1.3	2.3	△3.1	1.6	2.0	△5.3
	3	2.2	△1.6	0.6	2.9	△2.3	1.8	2.3	△5.8
	4	2.3	△0.3	1.1	2.8	△2.4	2.1	2.6	△6.0
	5	2.1	△0.5	1.0	2.1	△3.0	1.7	2.3	△6.5
	6	P 2.1	△0.3	0.9	2.2	△2.7	1.7	P 2.5	△6.7

（注） 1 農協，信農連は農林中央金庫，郵便局は郵政公社，その他は日銀資料（ホームページ等）による。なお，信用組合の速報値（P）は全信組中央協会調べ。
2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	2002. 3	212,565	48,514	2,011,581	1,359,479	444,432	639,808	119,082	7,006
	2003. 3	210,091	47,118	2,042,331	1,352,121	429,093	626,349	91,512	6,376
	2004. 3	209,725	49,201	1,925,972	1,351,650	420,089	622,363	91,234	5,755
	2004. 6	209,018	48,197	1,879,375	1,323,701	412,896	615,319	90,456	P 5,500
	7	209,280	48,847	1,887,141	1,330,885	414,914	619,713	90,910	P 5,370
	8	209,593	48,370	1,890,979	1,319,535	411,889	616,347	90,721	P 5,353
	9	209,399	49,829	1,885,552	1,329,179	414,523	622,105	91,404	P 5,481
	10	208,919	49,776	1,854,520	1,348,775	395,931	621,686	91,469	P 5,352
	11	208,446	49,433	1,849,899	1,346,898	395,796	619,837	91,532	P 5,519
	12	207,570	49,713	1,851,263	1,372,238	403,283	629,296	92,358	P 4,808
	2005. 1	207,025	49,601	1,830,140	1,360,942	397,480	620,383	91,546	P 4,844
	2	207,241	49,620	1,837,058	1,363,706	397,107	619,366	91,519	P 4,792
	3	207,804	49,097	1,836,301	1,370,521	401,935	620,948	91,836	P 4,823
	4	206,927	47,950	1,811,947	1,361,995	398,773	618,219	91,306	P 4,645
	5	207,227	48,369	1,791,999	1,352,057	396,148	613,898	90,893	P 4,798
	6	P 207,120	48,259	1,795,944	1,352,762	398,357	615,243	P 91,048	P 4,476
前年同月比増減率	2002. 3	△1.3	△0.7	△4.9	0.2	△4.6	△3.4	△10.9	△14.5
	2003. 3	△1.3	△2.9	1.5	△0.5	△3.5	△2.1	△23.2	△9.0
	2004. 3	0.9	△6.8	△1.1	0.1	△7.1	△3.6	△4.8	△3.0
	2004. 6	0.3	3.5	△4.9	△0.5	△0.1	△0.7	△0.1	P △9.3
	7	0.2	2.9	△3.0	△0.3	0.1	△0.2	0.1	P △9.1
	8	0.1	1.8	△3.3	△1.5	△0.9	△1.2	△0.4	P △8.2
	9	△0.1	1.1	△3.9	△1.2	△0.4	△0.5	△0.1	P △9.9
	10	△0.4	△0.6	△3.9	1.0	△4.5	△0.3	0.1	P △11.2
	11	△0.7	△0.3	△5.3	0.5	△5.2	△1.1	△0.3	P △10.9
	12	△0.5	△1.2	△5.6	1.5	△4.8	△0.6	△0.0	P △13.2
	2005. 1	△0.5	△0.8	△5.7	1.1	△5.4	△1.2	△0.4	P △13.1
	2	△0.5	0.1	△4.3	1.2	△5.4	△1.1	△0.4	P △13.1
	3	△0.9	△0.2	△4.7	1.4	△4.3	△0.2	0.7	P △16.2
	4	△1.1	△0.4	△3.6	1.9	△3.8	0.2	0.7	P △18.4
	5	△1.0	△0.4	△4.8	2.0	△4.0	△0.1	0.5	P △18.0
	6	P △0.9	0.1	△4.4	2.2	△3.5	△0.0	P 0.7	P △18.6

（注） 1 表9（注）に同じ。ただし郵便局の確定値は，ホームページによる。
2 貸出金には金融機関貸付金，コールローンは含まない。